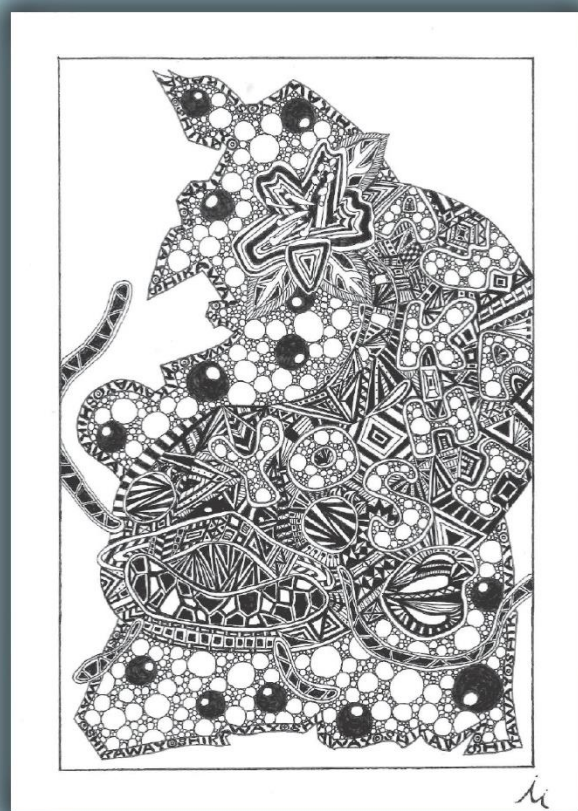


第5次吉川市障がい者計画

共生と社会参加の実現、地域生活の促進

— ともに助け合い地域で安心して暮らし、幸福を実感できるまち —



令和6年3月
吉川市

第5次吉川市障がい者計画
第7期吉川市障がい福祉計画
第3期吉川市障がい児福祉計画

表紙や挿絵に活用している*印がある絵・写真・工作は、「第2回障がい者アート展」に応募のあった作品の一部です。表紙は、絵部門の優秀作品賞「THE・よしかわ」。

制作者のコメント：吉川づくしをテーマにしました。なまず、ツツジ、市の形を表現しつつ、少し遊び心も加えてみました。

ごあいさつ

吉川市では、障がいのある人もない人もともに助け合い、地域で安心して暮らすことができるまちをめざし、平成30年3月に策定した「第4次吉川市障がい者計画」に基づき、生活支援、雇用・就労、保健・医療、療育・教育など幅広い分野にわたり障がい者福祉施策の推進に努めてまいりました。



その間、国においては、障害者差別解消法の改正により民間企業への合理的配慮の義務化や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、障がいのある方への支援拡充や権利擁護など、共生社会の実現に向けて法改正が行われています。

一方で、障がいのある方の人数は増加するとともに、障がいの重複化や保護者の高齢化など、障がいのある方が抱える課題は複雑化・多様化しています。

また、令和6年元日に発生した能登半島地震では、災害時における障がいのある方への避難支援や避難所の整備、避難後の生活支援などの課題が浮き彫りになりました。

このような状況を踏まえ、社会環境の変化への対応や障がい福祉サービスなどを継続的に展開していくため、基本理念を「共生と社会参加の実現、地域生活の促進」とする「第5次吉川市障がい者計画」を策定しました。今後の取り組みの推進にあたりましては、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ地域や企業、福祉事業所などのご理解やご支援が重要です。ともに助け合い地域で安心して暮らし、幸福を実感できるまちをめざして、一緒に取り組んでいただけたら幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました吉川市障がい者計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング調査などにご協力いただきました市民の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和6年3月

吉川市長 中原 恵人

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格	5
3	計画の期間	7
4	計画の対象	8
5	障がい者の定義	8
6	計画の策定体制	9

第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況と課題

1	障がい者・障がい児の現状	13
2	アンケート調査	19
3	団体ヒアリング調査	39
4	課題の整理	42

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	47
2	基本目標	48
3	施策の展開（体系図）	50

第4章 障がい者・障がい児施策の推進

1	共生する地域づくり（権利擁護）	55
2	地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）	58
3	個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）	63
4	健康で安心できる環境づくり（保健・医療）	66
5	子どもの健やかな成長を支援する体制づくり（療育・保育・教育）	69
6	すべての人が安心して暮らせるまちづくり（生活環境）	72

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1	計画の基本的な考え方	79
2	障がい福祉サービスの見込み	87
3	障がい児福祉サービスの見込み	104

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	111
2	計画の進行管理	111

資料編

1	計画の策定経過	115
2	第5次吉川市障がい者計画策定委員会委員名簿	116
3	第5次吉川市障がい者計画策定委員会作業部会委員名簿	117
4	吉川市障がい者計画策定委員会設置要綱	118
5	用語解説	120

第 1 章

計画策定にあたって



障がい者のための国際シンボルマーク
障がい者が利用できる施設であることを
示す世界共通のシンボルマーク



視覚障がい者のための国際シンボルマーク
目の不自由な人の安全を考えた建物や設備
などに付いている、世界共通のマーク

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の動き

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立（令和元年6月施行）など、障がい者施策を充実させるための国内法が整備されました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障がい者関連施策のさらなる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正（令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第1号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援などの地域支援体制の整備などをはじめとした各項目について見直しが行われ、障がいのある方などに対する虐待の防止や情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化などについて新たに示されています。

■近年の法令などの成立・改正の動き

年	国の主な動き
令和3年	3月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行 5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）
令和4年	5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行） 12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）
令和5年	3月 「第5次障害者基本計画」策定

(2) 吉川市の状況

吉川市では、平成30年3月に「第4次吉川市障がい者計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定し、「自立と社会参加の実現、地域生活の促進～ともに助け合い地域で安心して暮らすことができるまち～」を計画の理念に掲げ、障がいのある方の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障がい福祉サービスなどの見込量や目標値を定めた「第6期吉川市障がい福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）、障がい児通所支援などの見込量や目標値を定めた「第2期吉川市障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい福祉の向上をめざして取り組んできました。

そのような中、障がいのある方の人数は吉川市に限らず全国的に増加傾向にあり、障がいのある方やその家族などの高齢化、障がいの重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

この度、「第4次吉川市障がい者計画」や「第6期吉川市障がい福祉計画」、「第2期吉川市障がい児福祉計画」がその目標年次を迎えたことから、近年の障がい者制度の動向など社会情勢の変化を踏まえながら、この間の吉川市の取り組みを点検するとともに、市民のニーズを再度把握し、新たな「第5次吉川市障がい者計画」や「第7期吉川市障がい福祉計画」、「第3期吉川市障がい児福祉計画」を策定するものです。



* 澄清(富士と桜)

※「障がい者」の表記について

法律や固有名詞などを除き、人を表す言葉としては「障がいのある方」と表記しますが、適当でない場合は「障がい者」と表記します。

2 計画の性格

(1) 障がい者計画

障害者基本法に基づき、吉川市における障がい者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに、吉川市における障がいのある方の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、吉川市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

(2) 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障がい福祉計画」は、「障がい者計画」で定める施策方針のうち、特に障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策を定めるものであり、「障がい者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

(3) 障がい児福祉計画

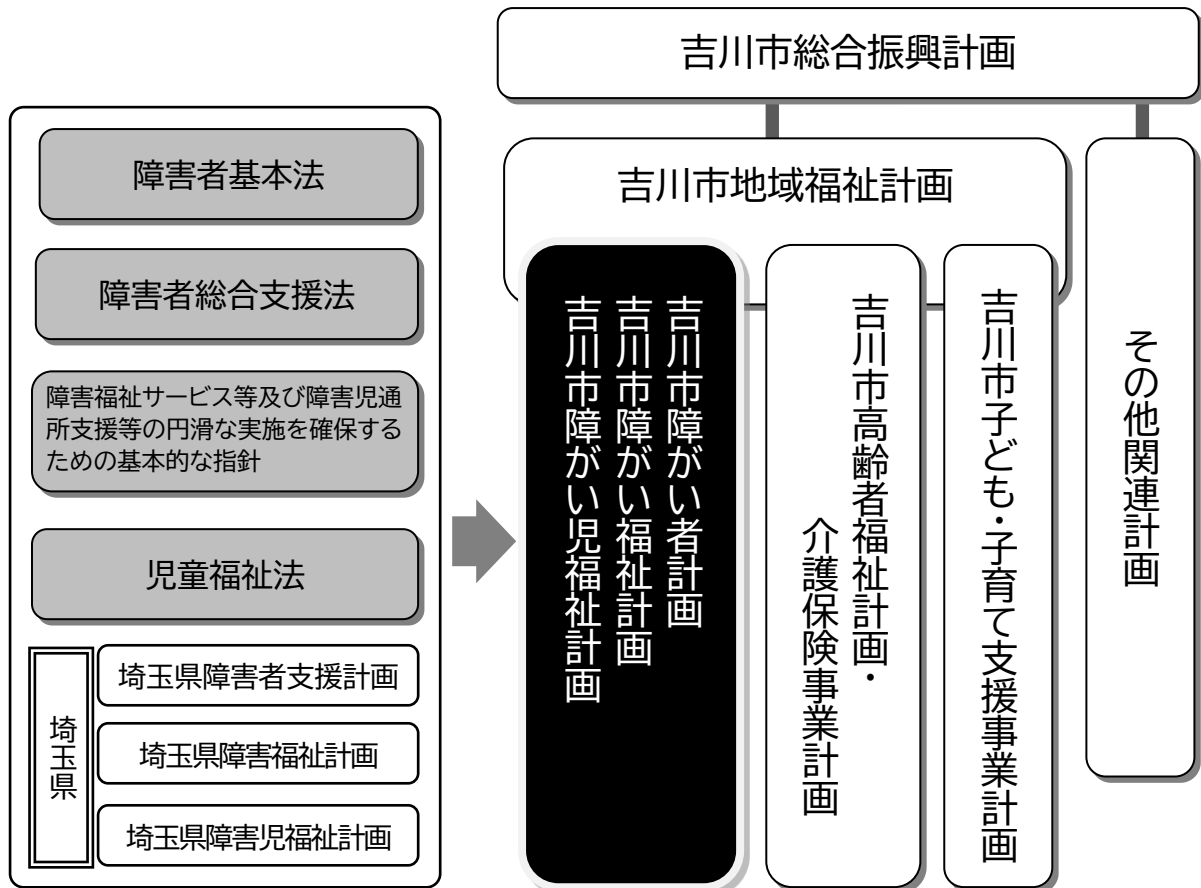
平成28年6月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた、18歳未満の障がい児に対する障がい福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がいのある方に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条 第1項	障がい者(児)施策中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20 第1項		障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(4) 関連計画との整合性

本計画の策定にあたっては、国の策定する「第5次障害者基本計画」や厚生労働省告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、埼玉県が策定する「第6期埼玉県障害者支援計画」との整合性を図ります。

また、吉川市の上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」や「第4次吉川市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。



(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

2030年（令和12年）までに世界各国が達成をめざす共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、「誰一人取り残さない」の基本理念のもと、国では令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。本計画では、SDGsに掲げる17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」など、関連が深い目標に意識して取り組んでいきます。



3 計画の期間

(1) 障がい者計画

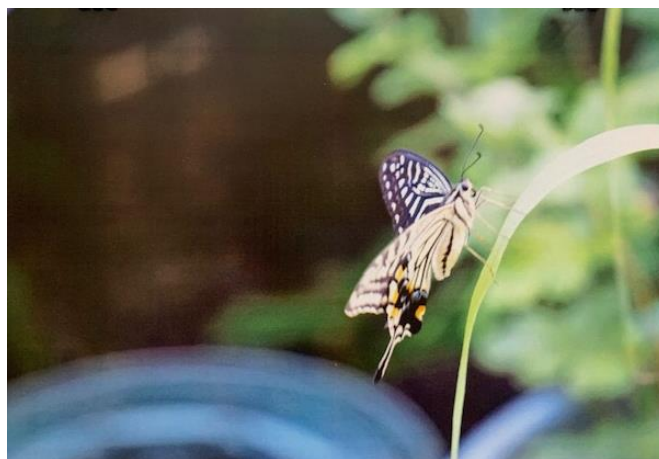
「第5次吉川市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

「障がい福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障がい者福祉政策の大幅な見直しなどが行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障がい者計画	第4次						第5次					
障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期		次期計画			
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期		次期計画			
国の計画	障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)					障害者基本計画(第5次) (令和5年度から令和9年度)					次期計画	



*花

4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある方が吉川市で地域などの支援を受けながら安心して暮らしていくためには、障がいのある方の積極的な社会参加を進めるとともに、地域において障がいに対する理解を深めることが重要です。

そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

5 障がい者の定義

この計画において、障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）のほか、難病、その他の心身の機能の障がいのある方で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

■関係法令で示す障がい者の定義

<p>障害者基本法</p>	<p>障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）</p>	<p>障がい者とは「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病等 のうち18歳以上の人」をいい、また、障がい児とは「児童福祉法に規定する障害児」をいいます。</p>
<p>発達障害者支援法</p>	<p>発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として定めており、発達障がい者とは、「発達障害や社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける人」をいい、発達障がい児とは、「発達障害者のうち18歳未満の人」をいいます。</p>

※社会的障壁：障がいのある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※難病等：治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令により 338 疾病が指定されている。

※高次脳機能障がい：脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障がいを受けた状態であり、認知症を含む器質性精神障がいでもあることから、精神障がいに含まれる。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、計画に盛り込まれる各種障がい福祉サービスや支援協力体制などが、障がいのある方や障がいのある子どもに限らず地域社会全体に関わることから、計画策定への市民の参加や、市民に対する計画内容の周知が不可欠です。

このことから、策定にかかわる組織や意見を伺う機会については、障がいのある方や関連団体などのほか、幅広く市民からの意見を計画に反映させることができるよう体制を整えました。

(1) 吉川市障がい者計画策定委員会

市民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、福祉施設や障がい者団体の代表者、関係機関の職員、障がい者、公募市民により構成する「吉川市障がい者計画策定委員会」において、意見聴取や協議、検討を行いました。

(2) 吉川市障がい者計画策定委員会作業部会

計画策定に関係する部署の担当者により、計画に対する協議、検討を行い、吉川市障がい者計画策定委員会に案を提案しました。

(3) アンケート調査

生活の現状や課題、障がい福祉サービスの利用状況や利用意向、障がい者施策に対する要望などを把握するため、障がいのある方などへ「アンケート調査」を実施しました。

(4) 団体ヒアリング調査

保護者や支援する立場の方々からの意見を伺うため、関係団体に課題や要望などについてヒアリング調査を実施しました。

(5) パブリック・コメント

吉川市障がい者計画策定委員会において策定した計画（案）について、市民に公表し広く意見を取り入れるため、パブリック・コメントを実施しました。

第 2 章

障がい者・障がい児を取り巻く 状況と課題



身体障がい者マーク

体が不自由な人が運転する車に付
けるマーク



聴覚障がい者マーク

耳が不自由な人が運転する車に付
けるマーク

第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況と課題

1 障がい者・障がい児の現状

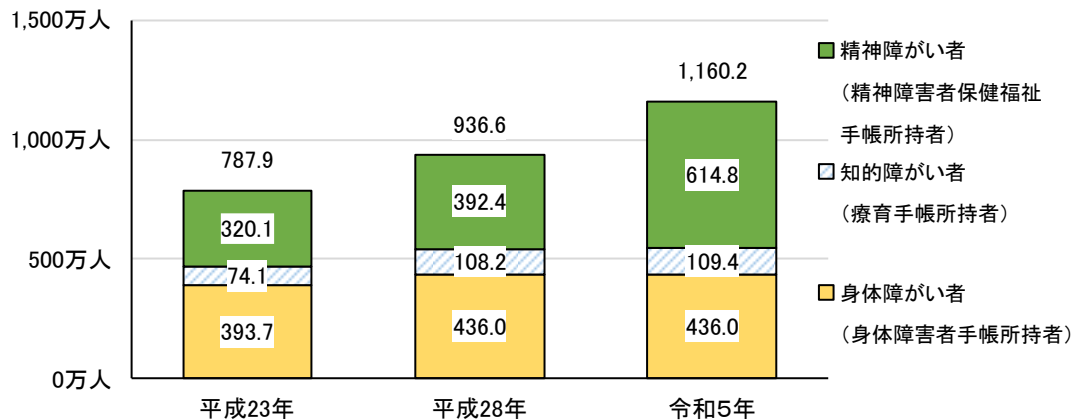
(1) 全国の障がい者の推移

厚生労働省で実施している「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果によると、平成23年調査では、日本の障がい者の総数は推計787.9万人(人口の約6.2%)となっており、障がい種別では、身体障がい者は393.7万人、知的障がい者は74.1万人、精神障がい者は320.1万人でした。

平成28年調査では、障がい者の総数は936.6万人(人口の約7.4%)と推計され、障がい種別では、身体障がい者は436.0万人、知的障がい者は108.2万人、精神障がい者は392.4万人でした。

最近では、令和5年5月に開催された、第28回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の資料によると、障がい者の総数は1,160.2万人(人口の約9.2%)と増加傾向は続き、障がい種別では、身体障がい者は436.0万人、知的障がい者は109.4万人、精神障がい者は614.8万人と推計されています。

■全国の障害者手帳所持者の推移



資料：平成23年、平成28年 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」による推計値
令和5年 第28回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」による推計値

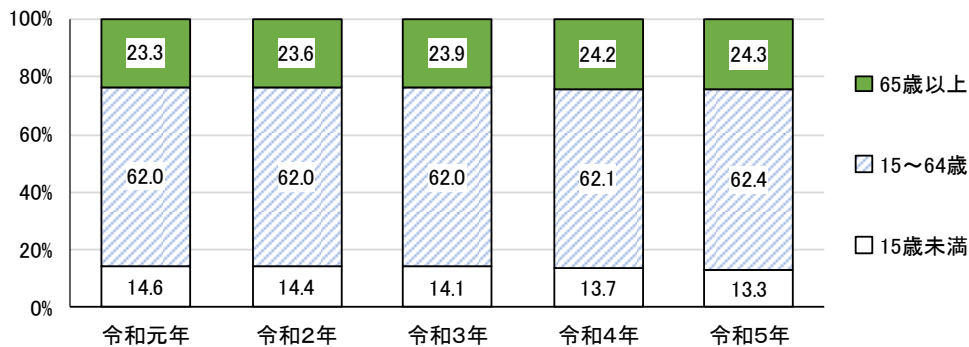
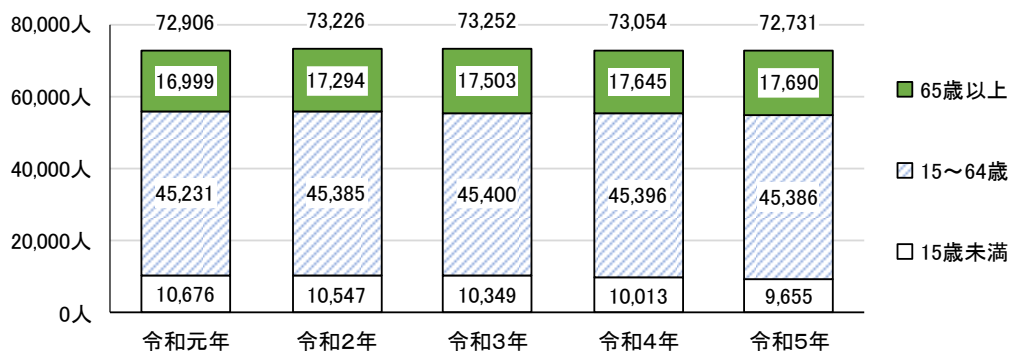
(2) 人口・世帯

吉川市の人口は、令和5年10月1日では72,731人であり、ここ2年ほどは横ばいですが、本計画の期間内は今後も増加し、その後は減少に転じることが見込まれています。

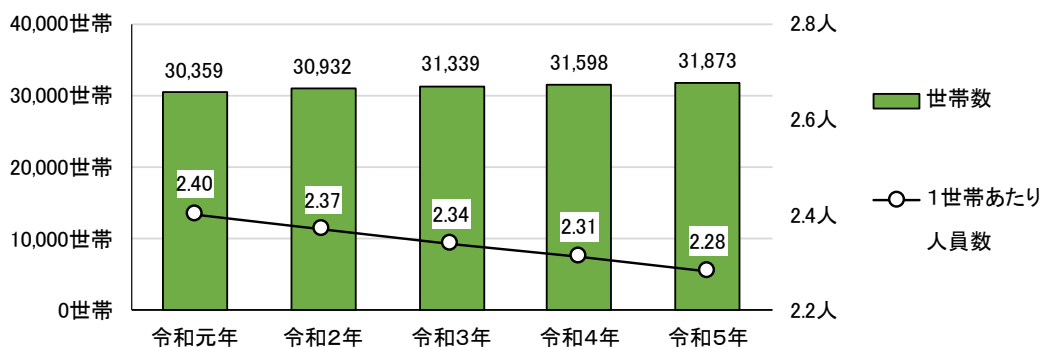
年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合が年々減少している一方で、高齢者人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

また、世帯数は増加していますが、一世帯あたりの人員は2.28人と減少しており、核家族化が進んでいます。

■人口及び年齢3区分の推移



■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



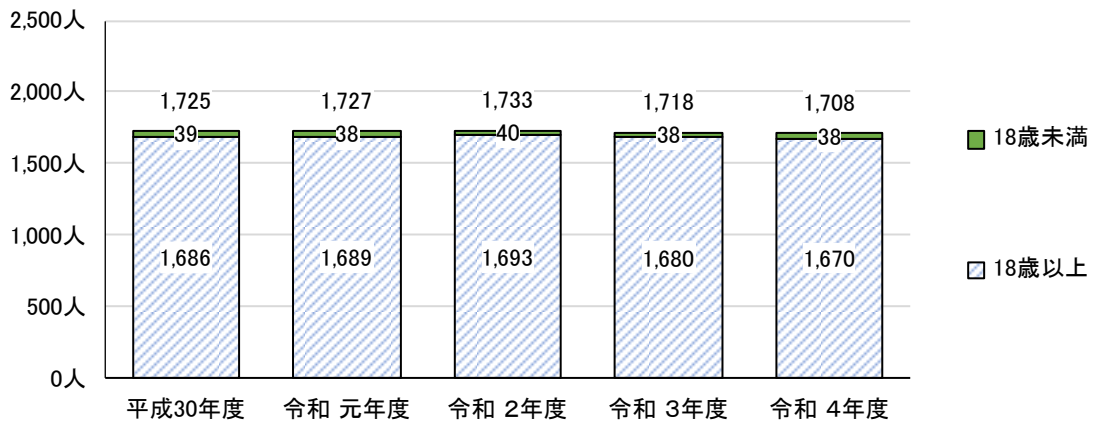
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は横ばいであり、障がい程度別で見ると、令和4年度末では1級が617人で最も多く全体の36.1%を占めています。

障がい部位別で見ると、肢体不自由が873人で51.1%と最も多く、年齢別で見ると、18歳未満は変わりなく、18歳以上は微減しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



■障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移

	総数	内訳（手帳の内訳）						18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
平成30年度末	1,725人	618人	241人	287人	418人	98人	63人	39人	1,686人
令和元年度末	1,727人	616人	247人	281人	415人	102人	66人	38人	1,689人
令和2年度末	1,733人	623人	252人	276人	413人	103人	66人	40人	1,693人
令和3年度末	1,718人	622人	245人	271人	411人	100人	69人	38人	1,680人
令和4年度末	1,708人	617人	242人	260人	424人	94人	71人	38人	1,670人

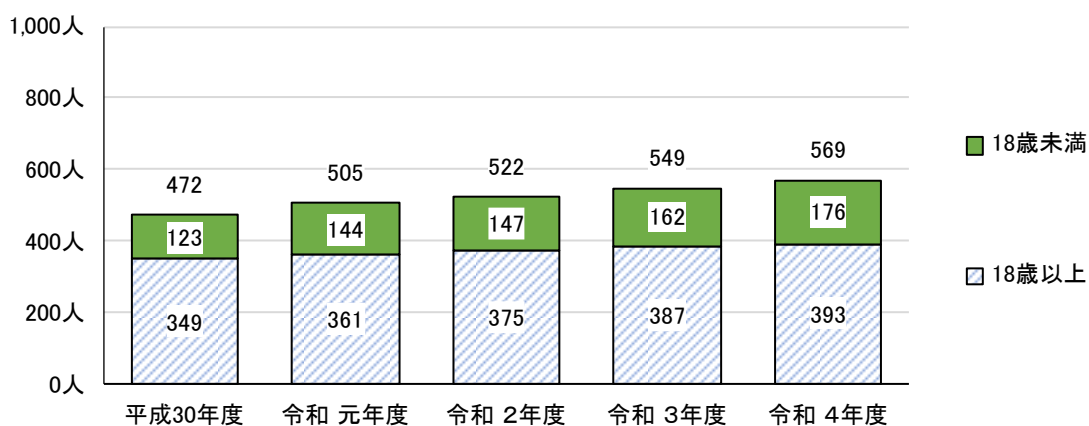
■障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

	総数	内訳				
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部
平成30年度末	1,725人	105人	95人	18人	981人	526人
令和元年度末	1,727人	103人	101人	19人	962人	542人
令和2年度末	1,733人	106人	95人	23人	933人	576人
令和3年度末	1,718人	110人	104人	24人	905人	575人
令和4年度末	1,708人	111人	110人	23人	873人	591人

(4) 知的障がい者

療育手帳所持者数は増加しており、令和4年度末では総数が569人となっています。また、障がい程度別で見ると、Cが191人で最も多く全体の33.6%を占めており、年齢別で見ると、18歳未満も18歳以上も同様に増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



■障がい程度別療育手帳所持者数の推移

	総数	内訳（手帳の内訳）				18歳未満	18歳以上
		㊦	A	B	C		
平成30年度末	472人	97人	86人	147人	142人	123人	349人
令和元年度末	505人	96人	84人	164人	161人	144人	361人
令和2年度末	522人	98人	87人	166人	171人	147人	375人
令和3年度末	549人	97人	90人	176人	186人	162人	387人
令和4年度末	569人	100人	92人	186人	191人	176人	393人



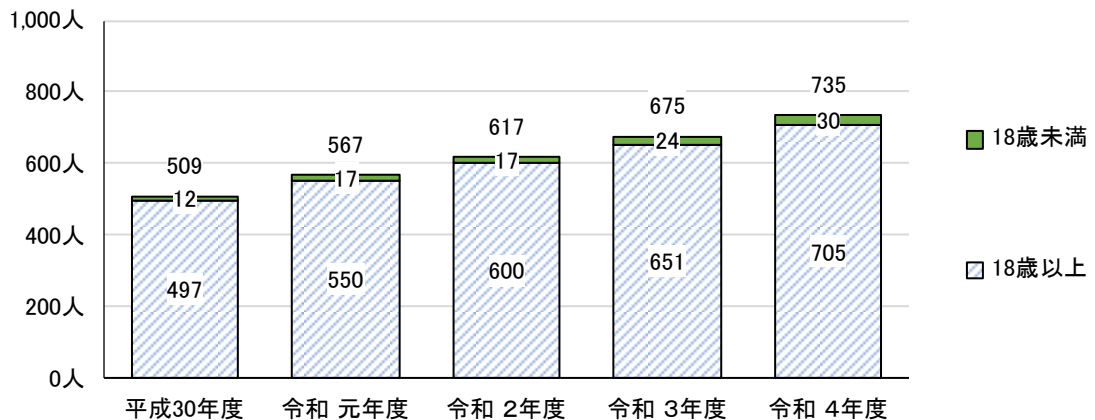
*花

(5) 精神障がい者

精神保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しており、令和4年度末では総数が735人となっています。障がい程度別で見ると、2級が483人で最も多く全体の65.7%を占めています。

また、自立支援医療の精神通院医療対象者では1,426人となっています。

■精神保健福祉手帳所持者数の推移



■障がい程度別精神保健福祉手帳所持者数の推移

	総数	内訳（手帳の内訳）			18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級		
平成30年度末	509人	46人	332人	131人	12人	497人
令和元年度末	567人	51人	372人	144人	17人	550人
令和2年度末	617人	47人	415人	155人	17人	600人
令和3年度末	675人	52人	456人	167人	24人	651人
令和4年度末	735人	60人	483人	192人	30人	705人

■自立支援医療の精神通院医療対象者の推移

区分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
精神通院医療	1,071人	1,140人	1,343人	1,381人	1,426人

(6) 難病患者

令和6年1月現在、国が指定している難病の対象疾病は、指定難病で338疾病、小児慢性特定疾病で788疾病となっています。難病患者数は増加傾向にあります。

■指定難病医療受給者数・小児慢性特定疾病医療給付受給者数

区分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
指定難病医療給付	405人	417人	479人	467人	487人
小児慢性特定疾病医療給付	86人	88人	78人	80人	72人

(7) 特別支援学級

小中学校の特別支援学級数と支援学級に通う児童・生徒数は増加傾向で、令和5年度では小中学校併せて228人となっています。

■特別支援学級数と児童・生徒数

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	人数	121人	135人	147人	150人	157人
	学級数	24学級	26学級	27学級	27学級	28学級
中学校	人数	31人	38人	59人	75人	71人
	学級数	7学級	9学級	11学級	14学級	13学級

(各年度5月1日現在)



中学校でのあいサポート研修

2 アンケート調査

障がいのある方や障がいのある子どもなどの意見を反映させるため、市内の障がい者・障がい児などに対してアンケート調査を実施しました。

- 【調査対象】 吉川市在住の障害者手帳、自立支援医療費受給者証(精神通院)、児童通所受給者証所持者 1,500人
- 【調査時期】 令和5年6月10日～6月27日
- 【調査方法】 郵送配布・郵送回収
- 【回収率】 43.2% (648人)

○分析・表示について

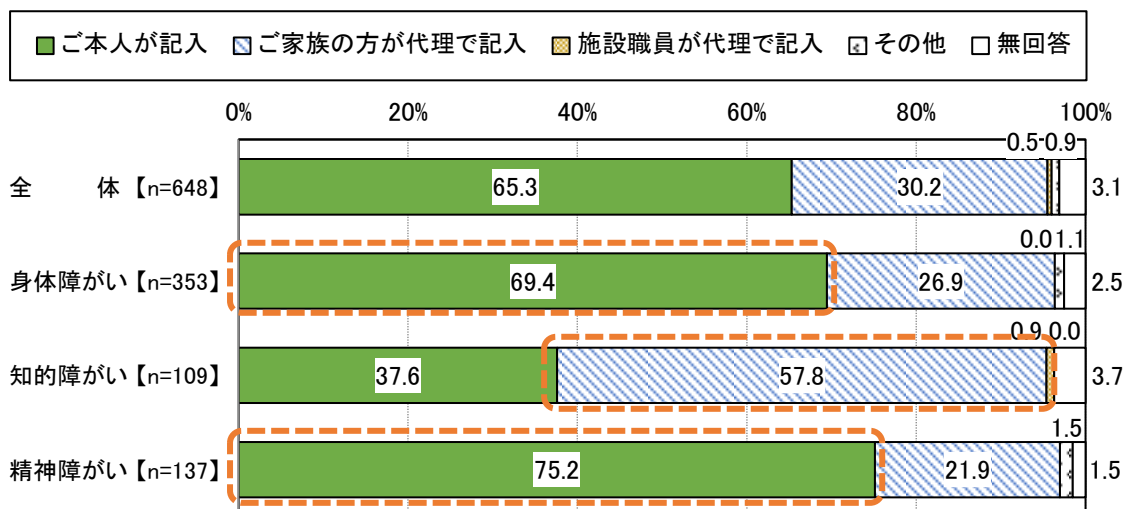
- ・グラフ中のn=〇〇という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、合計が100%を超えることがあります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

①調査回答者について

回答者は、全体では「ご本人が記入」が65.3%、「ご家族の方が代理で記入」が30.2%となっています。

障がい別にみると、身体障がい、精神障がいでは「ご本人が記入」、知的障がいでは「ご家族などが代理で記入」がそれぞれ最も多くなっています。

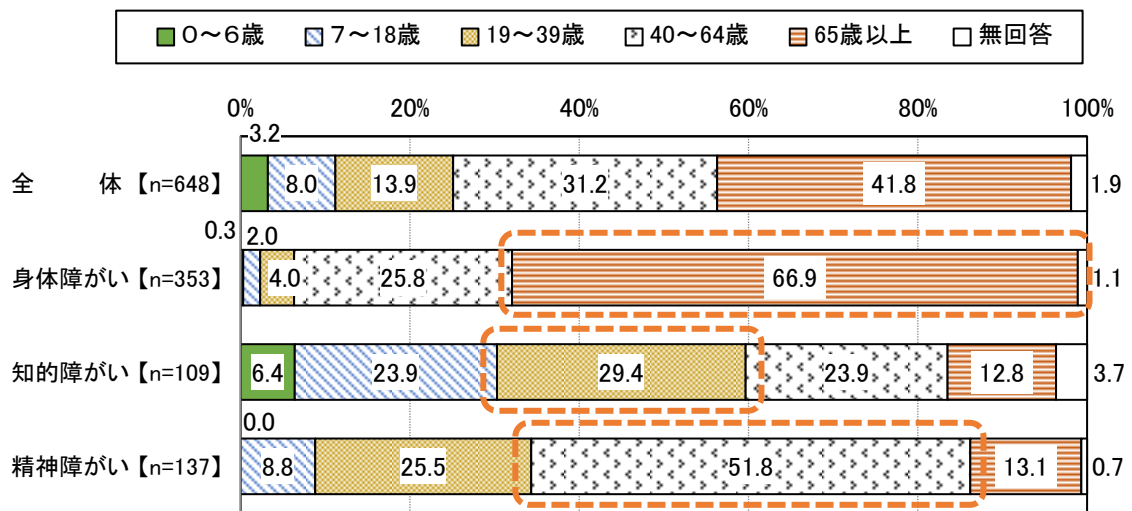
■回答者



回答者の年齢は、全体では「65歳以上」が41.8%で最も多く、「40～64歳」が31.2%、「19～39歳」が13.9%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「65歳以上」が66.9%で最も多く、「40～64歳」が25.8%となっています。知的障がいでは「19～39歳」が29.4%で最も多く、「7～18歳」、「40～64歳」がともに23.9%となっています。精神障がいでは「40～64歳」が51.8%で最も多く、「19～39歳」が25.5%となっています。

■年齢



*きょうこちゃん

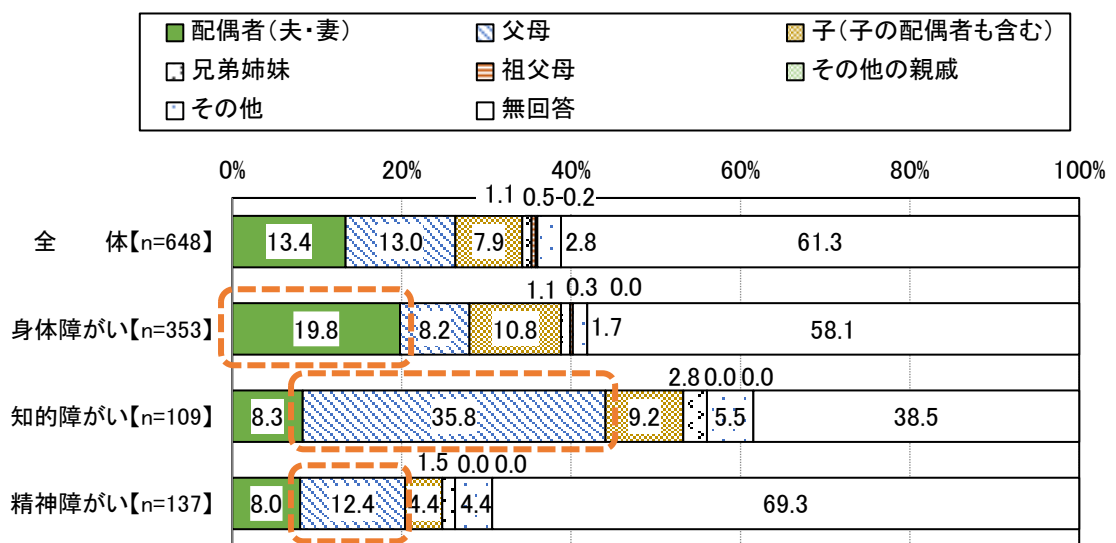
②主な介助・介護者について

主な介護者は、全体では「配偶者（夫・妻）」が最も多く、次いで、「父母」、「子（子の配偶者も含む）」となっています。

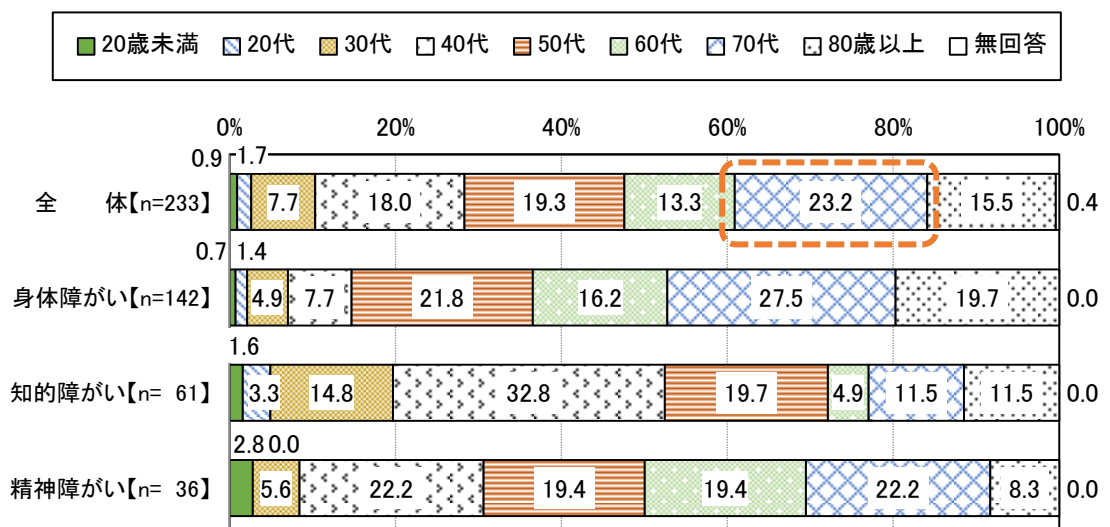
障がい別に主な介護者をみると、身体障がいでは「配偶者（夫・妻）」が最も多く、次いで「子（子の配偶者も含む）」となっています。知的障がいでは「父母」が最も多く、次いで「子（子の配偶者も含む）」となっています。精神障がいでは「父母」が最も多く、次いで「配偶者（夫・妻）」となっています。

なお、主な介助・介護者の年齢は、全体では「70代」が23.2%で最も多く、「50代」が19.3%、「40代」が18.0%となっています。

■主な介助・介護者（1つ）



■主な介助・介護者の年代（1つ）

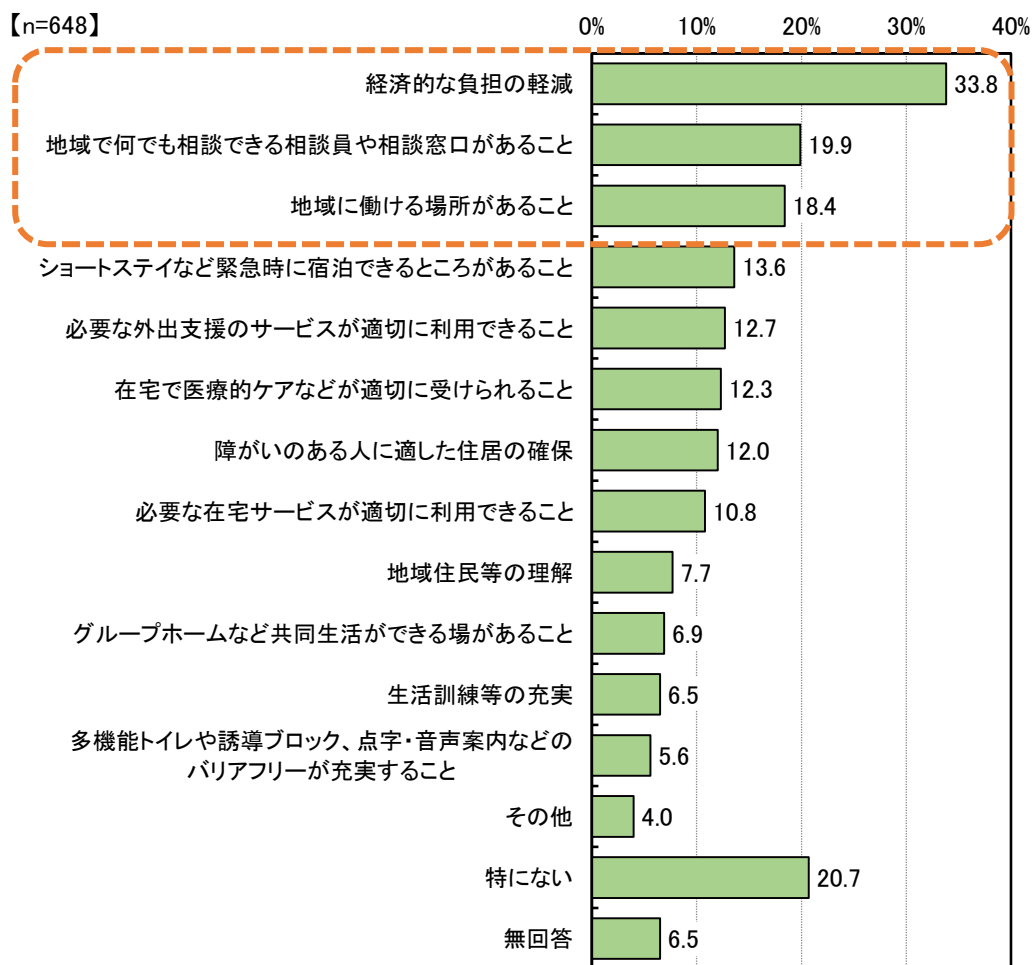


③地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援は、全体では「経済的な負担の軽減」が33.8%で最も多く、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が19.9%、「地域に働ける場所があること」が18.4%となっています。

なお、「特にない」は20.7%となっています。

■地域で生活するために必要な支援（いくつでも）

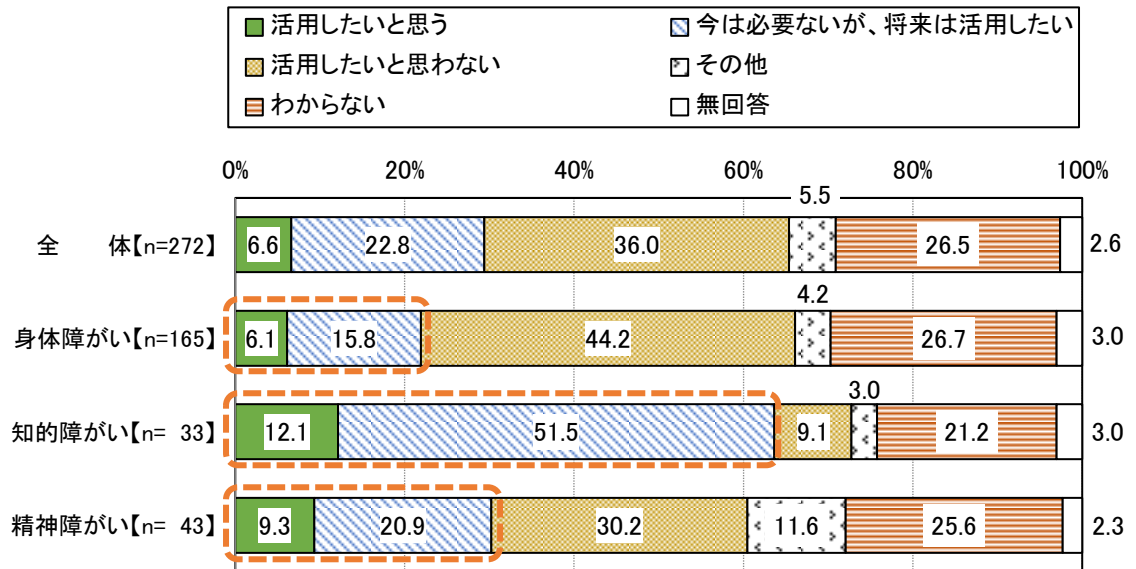


④成年後見制度について

成年後見制度の利用希望は、「利用を希望する割合」（「活用したいと思う」と「今は必要ないが、将来は活用したい」の合計）が全体では29.4%となっています。

障がい別に成年後見制度の利用を希望する割合をみると、身体障がいでは21.9%、知的障がいでは63.6%、精神障がいでは30.2%となっています。

■成年後見制度の利用希望（1つ）

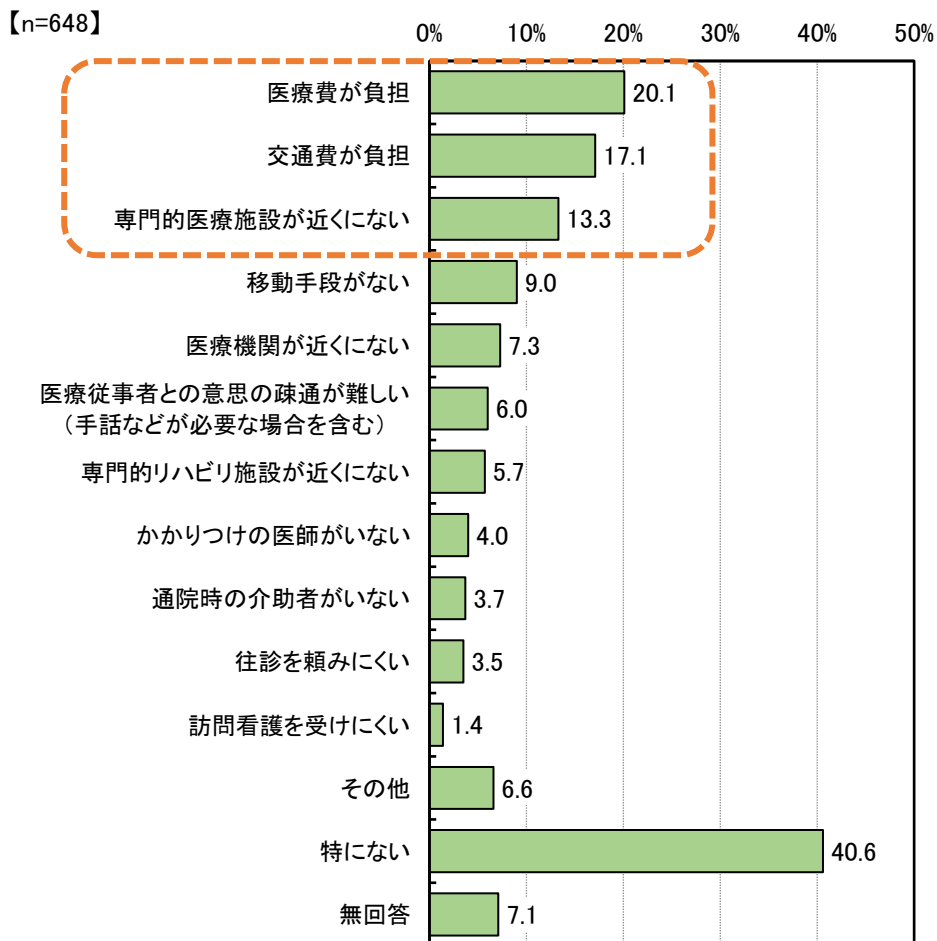


*遊

⑤医療で困っていること

医療を受けるにあたって困っていることは、全体では「特にない」が40.6%で最も多くなっていますが、「医療費が負担」が20.1%、「交通費が負担」が17.1%、「専門的医療施設が近くにない」が13.3%となっています。

■医療を受けるにあたって困っていること（いくつでも）

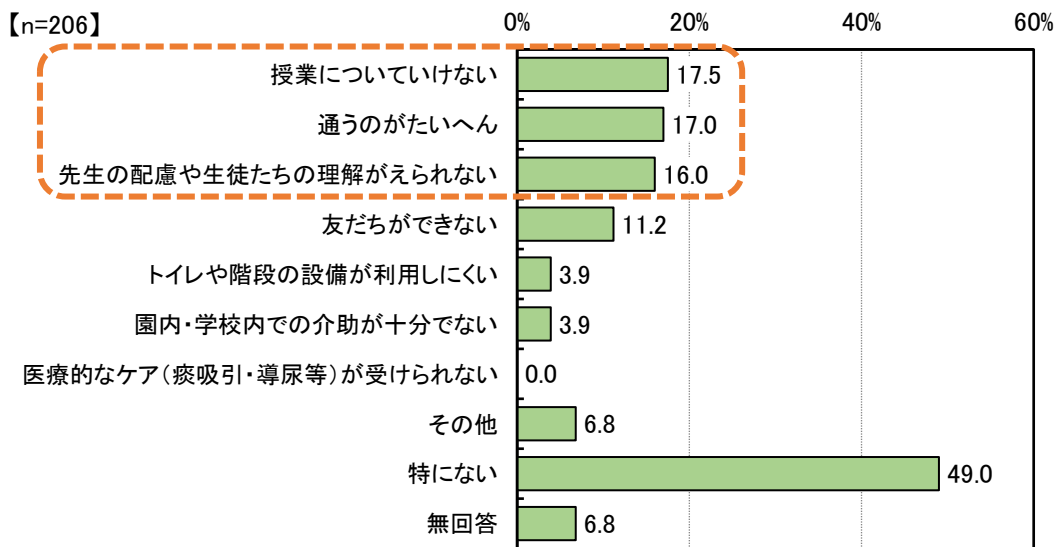


⑥療育・教育について

通園・通学して特に困っている（いた）ことは、全体では「特にない」が49.0%で最も多くなっていますが、「授業についていけない」が17.5%、「通うのがたいへん」が17.0%、「先生の配慮や生徒たちの理解がえられない」が16.0%となっています。

障がい別に通園・通学して特に困っている（いた）ことは、知的障がいでは「授業についていけない」「先生の配慮や生徒たちの理解がえられない」「園内・学校内での介助が十分でない」が他の障がいと比較すると高い割合となっています。

■通園・通学して困っている（いた）こと（いくつでも）



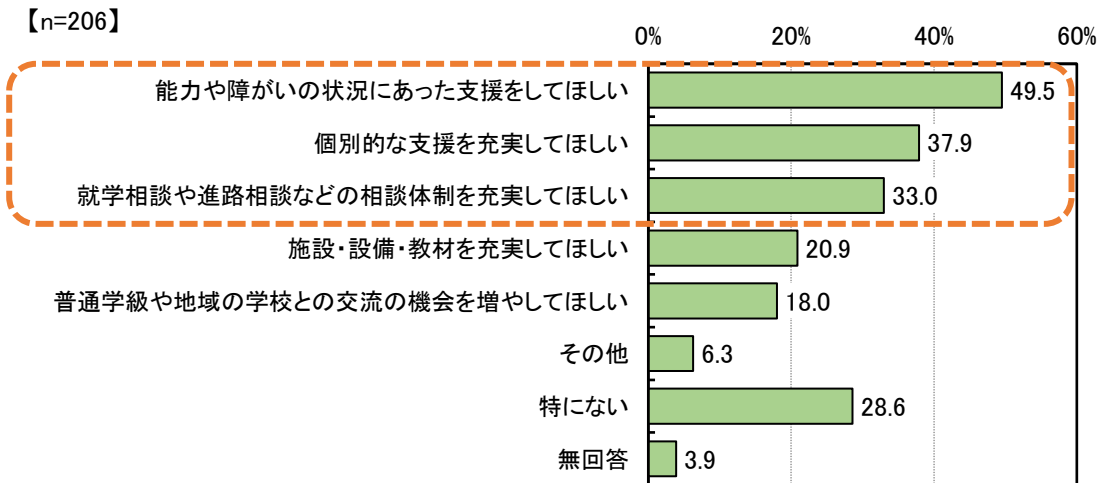
	授業について いけない	通うのが たいへん	先生の配慮 や生徒たちの 理解がえられ ない	友だちが できない	トイレや階段 の設備が 利用しにくい
身体障がい【n=56】	7.1%	16.1%	7.1%	1.8%	5.4%
知的障がい【n=67】	26.9%	19.4%	20.9%	11.9%	6.0%
精神障がい【n=59】	20.3%	22.0%	16.9%	16.9%	3.4%

	園内・学校内 での介助が 十分でない	医療的なケア (痰吸引・導 尿等)が受 けられない	その他	特にない	無回答
身体障がい【n=56】	1.8%	0.0%	3.6%	62.5%	8.9%
知的障がい【n=67】	9.0%	0.0%	9.0%	34.3%	7.5%
精神障がい【n=59】	1.7%	0.0%	3.4%	45.8%	6.8%

学校教育に望むことは、全体では「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が49.5%で最も多く、「個別的な支援を充実してほしい」が37.9%、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が33.0%となっています。

障がい別に学校教育に望むことは、知的障がい、精神障がいでは「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が最も多く、特に知的障がいでは71.6%と高くなっています。

■学校教育に望むこと（いくつでも）



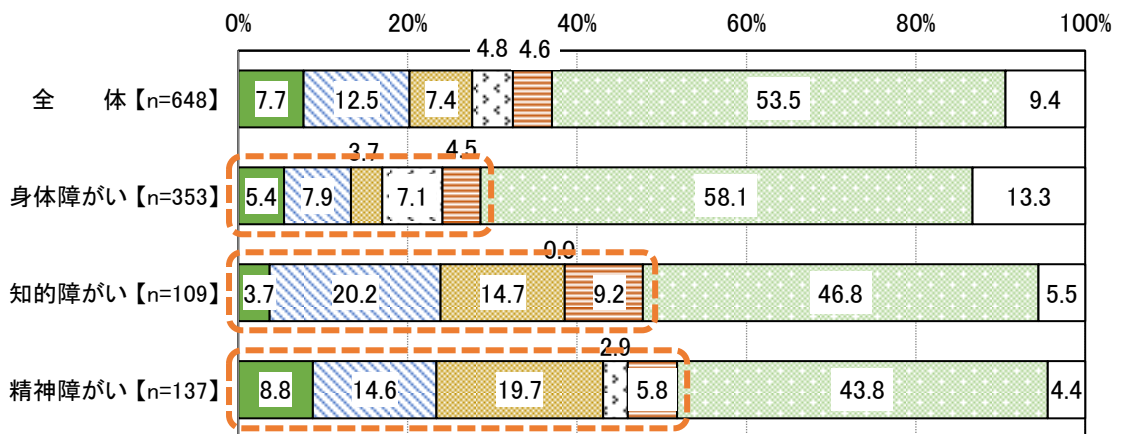
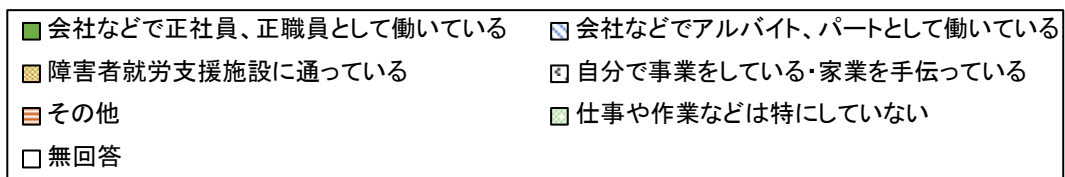
	能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい	個別的な支援を充実してほしい	就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい	施設・設備・教材を充実してほしい	普通学級や地域の学校との交流の機会を増やしてほしい	その他	特にない	無回答
身体障がい【n=56】	30.4%	19.6%	19.6%	14.3%	8.9%	3.6%	48.2%	8.9%
知的障がい【n=67】	71.6%	53.7%	44.8%	28.4%	32.8%	3.0%	13.4%	1.5%
精神障がい【n=59】	39.0%	33.9%	30.5%	13.6%	8.5%	8.5%	37.3%	6.8%

⑦就労について

現在の就労状況は、「就労している割合」(「会社などで正社員、正職員として働いている」、「会社などでアルバイト、パートとして働いている」、「障害者就労支援施設に通っている」、「自分で事業をしている・家業を手伝っている」、「その他」の合計)が全体では37.0%となっています。

障がい別に就労している割合をみると、身体障がいでは28.6%、知的障がいでは47.8%、精神障がいでは51.8%となっています。

■就労状況（1つ）

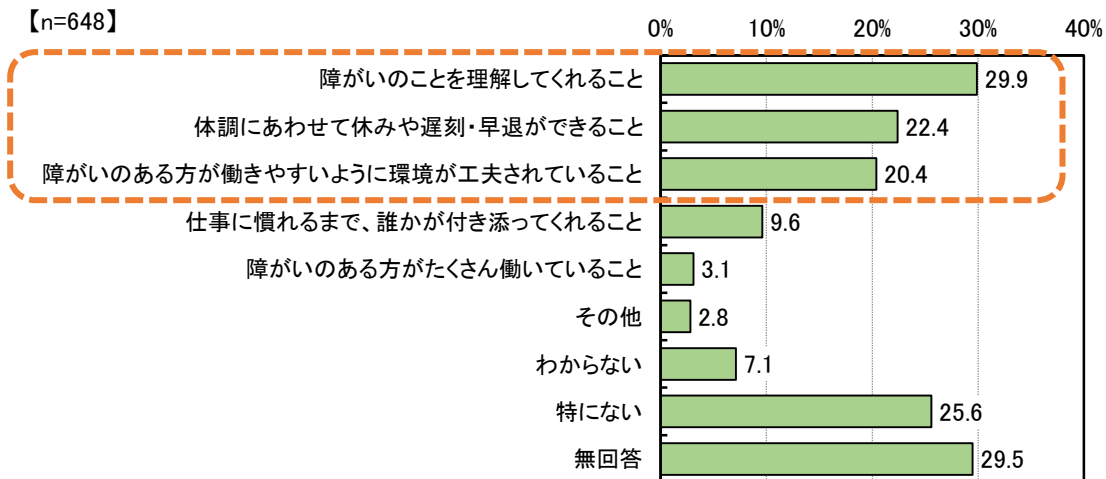


*むさしの線がトンネルをくぐっていくよ

就労場所へ望むことは、全体では「障がいのことを理解してくれること」が29.9%で最も多く、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」が22.4%、「障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること」が20.4%となっています。

障がい別に就労場所へ望むことは、すべての障がいにおいて「障がいのことを理解してくれること」が最も多く、知的障がい、精神障がいでは4割以上と高くなっています。

■就労場所へ望むこと（いくつでも）



	障がいのことを理解してくれること	体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること	障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること	仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること	障がいのある方がたくさん働いていること
身体障がい【n=353】	16.7%	12.2%	11.0%	3.4%	0.3%
知的障がい【n=109】	46.8%	16.5%	38.5%	28.4%	10.1%
精神障がい【n=137】	48.2%	40.9%	25.5%	8.0%	7.3%

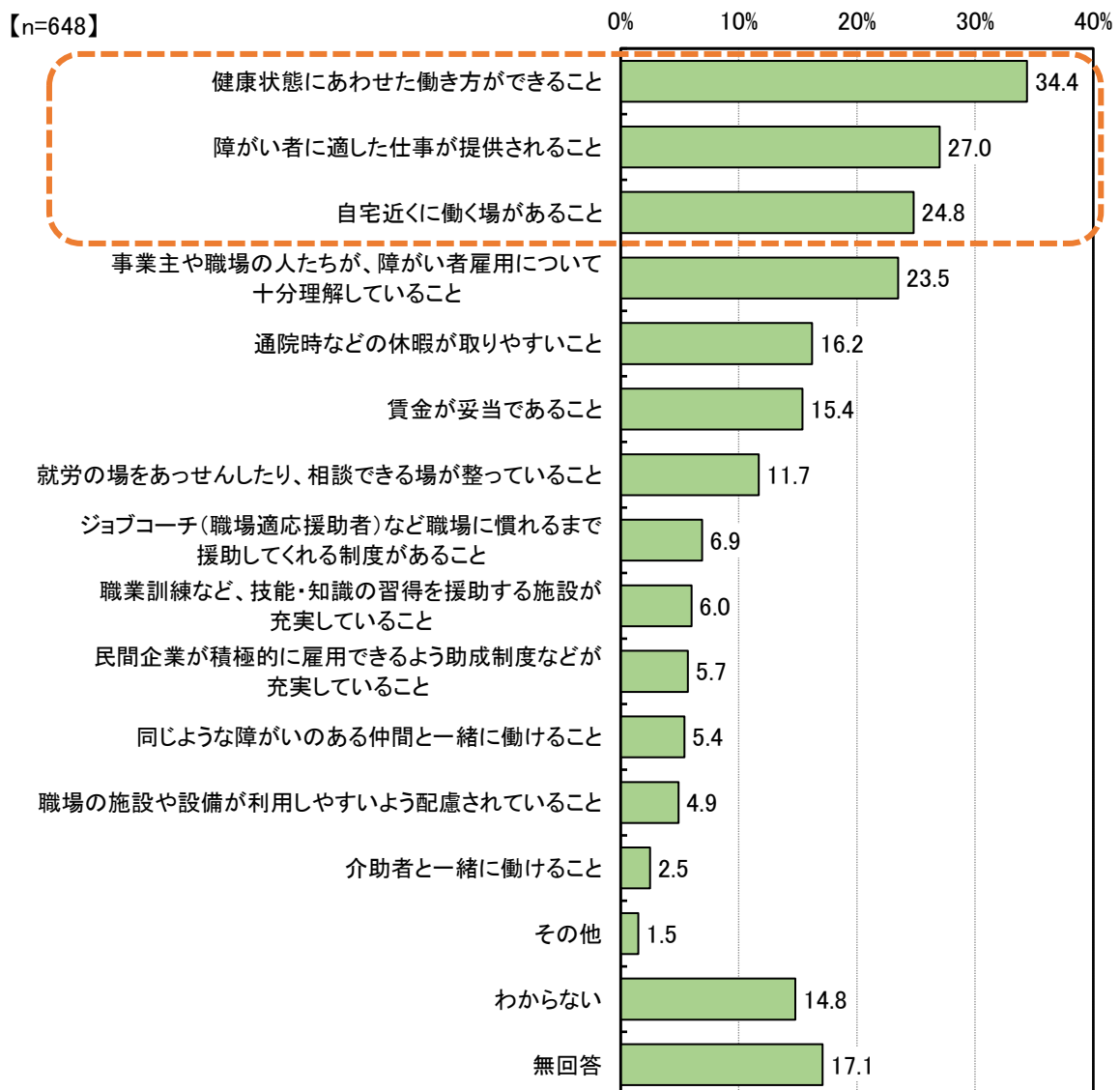
	その他	わからない	特になし	無回答
身体障がい【n=353】	2.3%	7.4%	30.3%	41.6%
知的障がい【n=109】	0.9%	11.0%	19.3%	13.8%
精神障がい【n=137】	5.1%	7.3%	24.8%	13.1%

障がい者が働くために大切な環境は、全体では「健康状態にあわせた働き方ができること」が34.4%で最も多く、「障がい者に適した仕事を提供されること」が27.0%、「自宅近くに働く場があること」が24.8%となっています。

障がい別にみると、上位に挙げられている項目は全体とほぼ同様の結果となっていますが、知的障がいでは「障がい者に適した仕事を提供されること」が40.4%、精神障がいでは「健康状態にあわせた働き方ができること」が51.1%と他の障がいと比較すると特に高い割合となっています。

年齢別にみると、0～18歳、19～39歳では、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」、「障がい者に適した仕事を提供されること」、「就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」の割合が高くなっています。また、19～39歳、40～64歳では、「健康状態にあわせた働き方ができること」が高くなっています。

■障がい者が働くために大切な環境（いくつでも）



	健康状態にあわせた働き方ができること	障がい者に適した仕事が提供されること	自宅近くに働く場があること	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	通院時などの休暇が取りやすいこと	賃金が妥当であること	就労の場があっせんしたり、相談できる場が整っていること	ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場に慣れるまで援助してくれる制度があること
身体障がい【n=353】	27.5%	24.1%	22.4%	15.9%	12.7%	12.2%	7.9%	3.1%
知的障がい【n=109】	21.1%	40.4%	33.9%	33.0%	6.4%	17.4%	16.5%	12.8%
精神障がい【n=137】	51.1%	22.6%	26.3%	23.4%	21.2%	21.2%	13.1%	6.6%

	職業訓練など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	民間企業が積極的に雇用できるような助成制度などが充実していること	同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	職場の施設や設備が利用しやすいよう配慮されていること	介助者と一緒に働けること	その他	わからない	無回答
身体障がい【n=353】	4.0%	4.8%	3.4%	6.5%	2.3%	0.8%	18.7%	25.2%
知的障がい【n=109】	7.3%	6.4%	12.8%	6.4%	7.3%	1.8%	13.8%	6.4%
精神障がい【n=137】	8.8%	10.2%	7.3%	2.2%	1.5%	2.9%	12.4%	8.8%

	健康状態にあわせた働き方ができること	障がい者に適した仕事が提供されること	自宅近くに働く場があること	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	通院時などの休暇が取りやすいこと	賃金が妥当であること	就労の場があっせんしたり、相談できる場が整っていること	ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場に慣れるまで援助してくれる制度があること
0～18歳【n=73】	23.3%	46.6%	27.4%	54.8%	12.3%	15.1%	35.6%	16.4%
19～39歳【n=90】	54.4%	36.7%	25.6%	35.6%	24.4%	20.0%	14.4%	14.4%
40～64歳【n=202】	52.0%	29.2%	36.6%	22.3%	25.7%	25.2%	11.4%	6.4%
65歳以上【n=271】	18.5%	16.6%	15.1%	12.2%	7.4%	5.9%	4.8%	2.6%

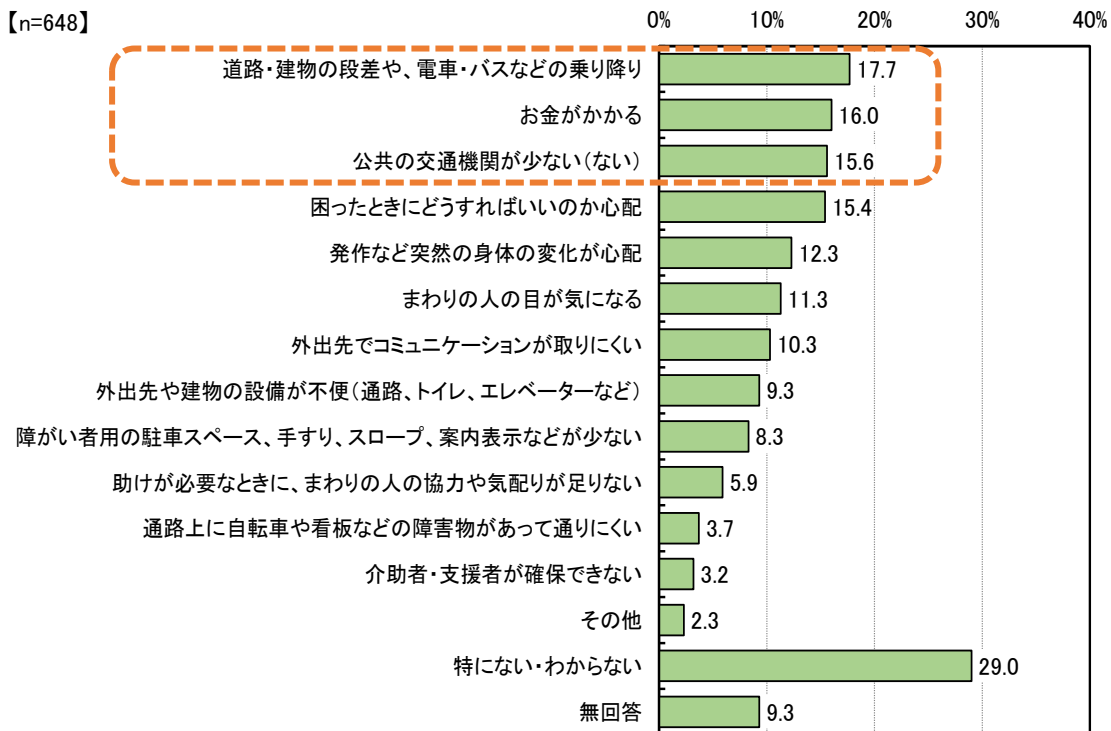
	職業訓練など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	民間企業が積極的に雇用できるような助成制度などが充実していること	同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	職場の施設や設備が利用しやすいよう配慮されていること	介助者と一緒に働けること	その他	わからない	無回答
0～18歳【n=73】	12.3%	4.1%	5.5%	2.7%	2.7%	1.4%	4.1%	6.8%
19～39歳【n=90】	6.7%	11.1%	4.4%	4.4%	4.4%	2.2%	6.7%	2.2%
40～64歳【n=202】	6.4%	7.9%	8.9%	6.4%	3.0%	2.0%	8.4%	3.5%
65歳以上【n=271】	4.1%	3.0%	2.6%	4.1%	1.5%	1.1%	25.5%	34.7%

⑧外出について

外出するときに困ることは、全体では「特にない・わからない」が29.0%で最も多くなっていますが、「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」が17.7%、「お金がかかる」が16.0%、「公共の交通機関が少ない(ない)」が15.6%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」「外出先や建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示などが少ない」、知的障がいでは「外出先でコミュニケーションが取りにくい」、精神障がいでは「お金がかかる」「発作など突然の身体の変化が心配」が他の障がいと比較すると高い割合となっています。

■外出時に困ること(いくつでも)



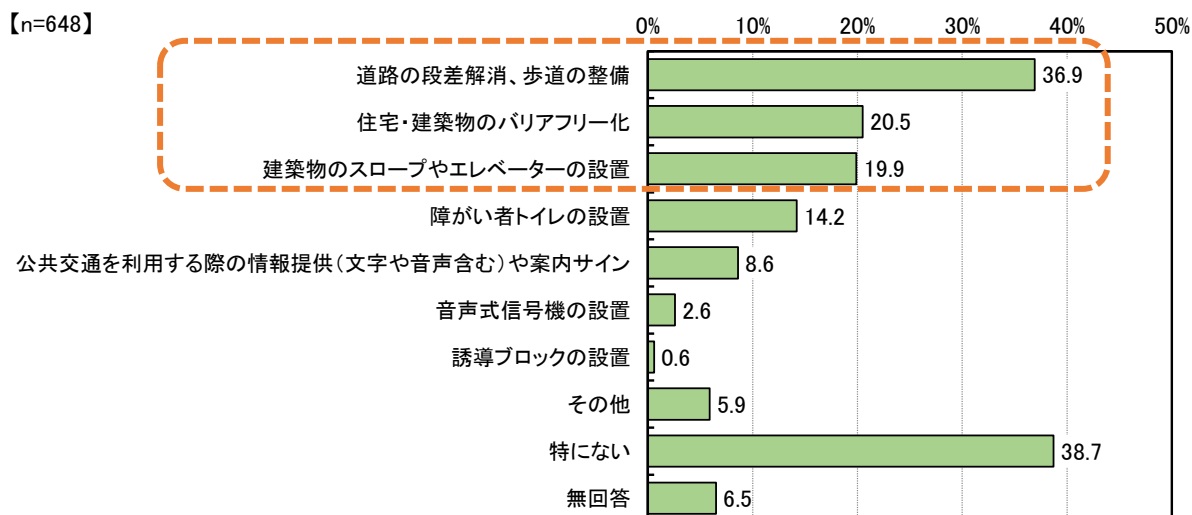
	道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り	お金がかかる	公共の交通機関が少ない(ない)	困ったときにどうすればいいの心配	発作など突然の身体の変化が心配	まわりの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	外出先や建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
身体障がい【n=353】	26.6%	12.5%	14.2%	10.5%	12.7%	5.4%	4.8%	14.7%
知的障がい【n=109】	16.5%	10.1%	19.3%	28.4%	3.7%	19.3%	22.9%	8.3%
精神障がい【n=137】	8.0%	33.6%	20.4%	21.2%	19.0%	19.0%	13.1%	5.8%

	障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示などが少ない	助けが必要なときに、まわりの人の協力や心配りが足りない	通路上に自転車や看板などの障害物がある通りにくい	介助者・支援者が確保できない	その他	特にない・わからない	無回答
身体障がい【n=353】	13.9%	4.2%	4.8%	3.7%	2.3%	26.1%	12.5%
知的障がい【n=109】	3.7%	9.2%	2.8%	5.5%	3.7%	24.8%	6.4%
精神障がい【n=137】	4.4%	3.6%	2.9%	2.2%	4.4%	19.7%	9.5%

生活基盤の整備について望むことは、全体では「特にない」が38.7%で最も多くなっていますが、「道路の段差解消、歩道の整備」が36.9%、「住宅・建築物のバリアフリー化」が20.5%、「建築物のスロープやエレベーターの設置」が19.9%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「道路の段差解消、歩道の整備」「住宅・建築物のバリアフリー化」、知的障がいでは「障がい者トイレの設置」「公共交通を利用する際の情報提供（文字や音声含む）や案内サイン」が他の障がいと比較すると高い割合となっています。

■生活基盤の整備で臨むこと（いくつでも）



	道路の段差解消、歩道の整備	住宅・建築物のバリアフリー化	建築物のスロープやエレベーターの設置	障がい者トイレの設置	公共交通を利用する際の情報提供（文字や音声含む）や案内サイン
身体障がい【n=353】	47.3%	28.6%	27.5%	17.3%	7.6%
知的障がい【n=109】	35.8%	15.6%	20.2%	19.3%	14.7%
精神障がい【n=137】	24.8%	10.2%	16.1%	10.2%	8.0%

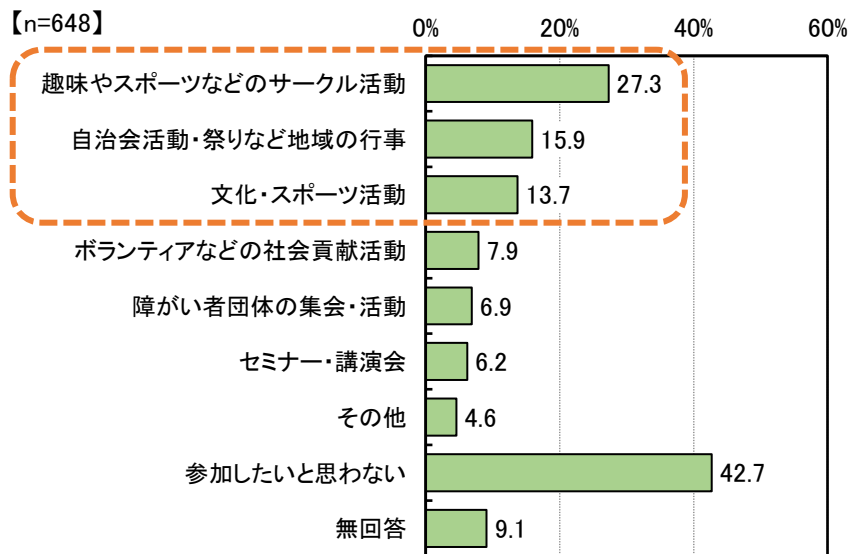
	音声式信号機の設置	誘導ブロックの設置	その他	特にない	無回答
身体障がい【n=353】	2.5%	0.6%	5.4%	27.5%	6.5%
知的障がい【n=109】	3.7%	0.0%	7.3%	38.5%	2.8%
精神障がい【n=137】	1.5%	0.7%	5.8%	51.8%	10.2%

⑨社会参加について

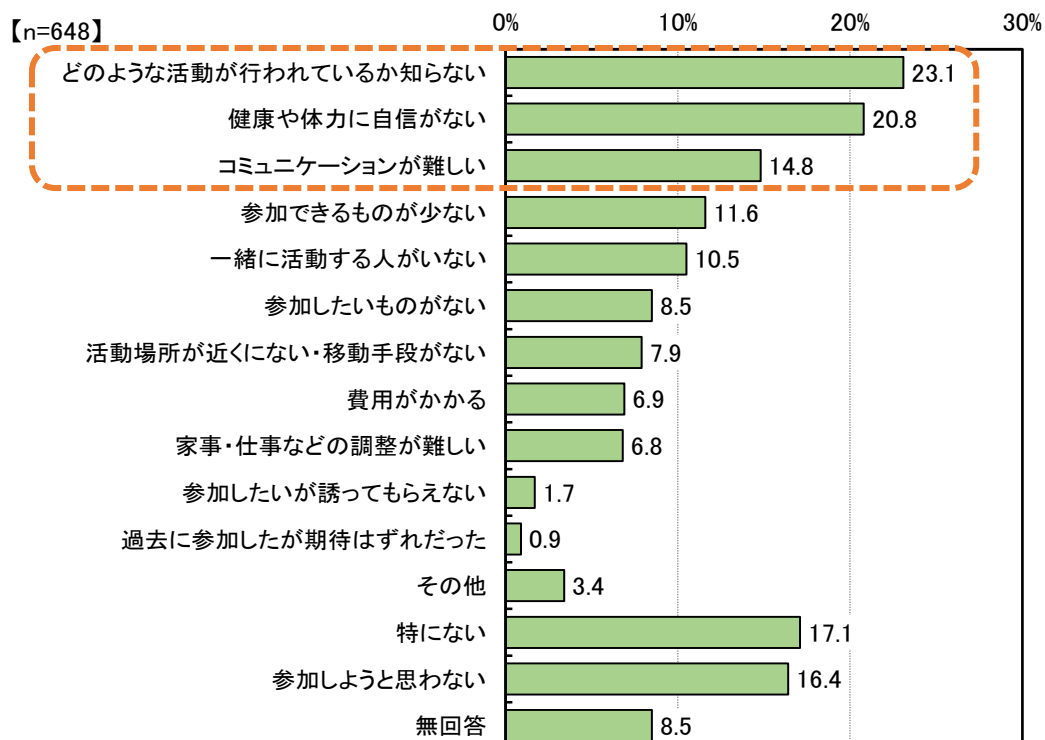
余暇活動や地域活動への今後の参加意向は、全体では「参加したいと思わない」が42.7%で最も多くなっていますが、「趣味やスポーツなどのサークル活動」が27.3%、「自治会活動・祭りなど地域の行事」が15.9%、「文化・スポーツ活動」が13.7%となっています。

余暇活動や地域活動の妨げになることは、全体では「どのような活動が行われているか知らない」が23.1%で最も多く、「健康や体力に自信がない」が20.8%、「コミュニケーションが難しい」が14.8%となっています。

■余暇活動や地域活動への今後の参加意向（いくつでも）



■余暇活動や地域活動の妨げになること（いくつでも）



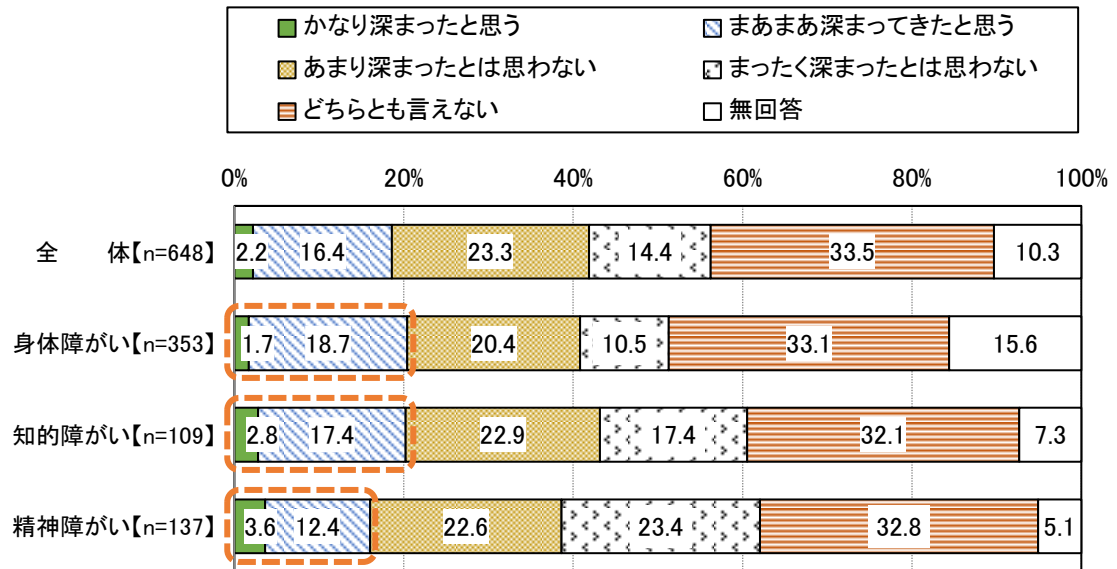
⑩差別や偏見について

障がいに対する市民の理解について、「理解が深まったと思う割合」（「かなり深まったと思う」と「まあまあ深まってきたと思う」の合計）は全体では18.6%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは20.4%、知的障がいでは20.2%、精神障がいでは16.0%となっています。

年齢別にみると、年齢が低いほど深まっていないという回答が高くなっています。

■障がい者に対する市民の理解（1つ）



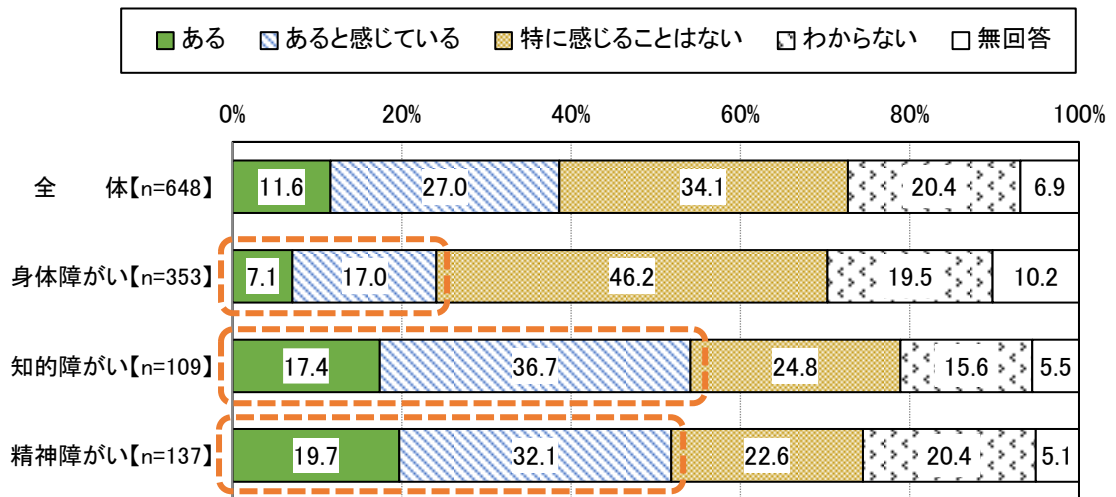
	かなり深まったと思う	まあまあ深まってきたと思う	あまり深まったとは思わない	まったく深まったとは思わない	どちらとも言えない	無回答
0～18歳【n=73】	1.4%	15.1%	34.2%	20.5%	27.4%	1.4%
19～39歳【n=90】	3.3%	11.1%	30.0%	17.8%	36.7%	1.1%
40～64歳【n=202】	3.0%	13.9%	25.7%	19.3%	34.2%	4.0%
65歳以上【n=271】	1.1%	20.7%	17.0%	8.1%	33.6%	19.6%

障がい者への差別や偏見については、「差別や偏見があると感じている割合」（「ある」と「あると感じている」の合計）は、全体では38.6%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは24.1%、知的障がいでは54.1%、精神障がいでは51.8%となっています。

年齢別にみると、年齢が低いほど「差別や偏見があると感じている割合」（「ある」と「あると感じている」の合計）が高くなっています。

■障がい者への差別や偏見（1つ）



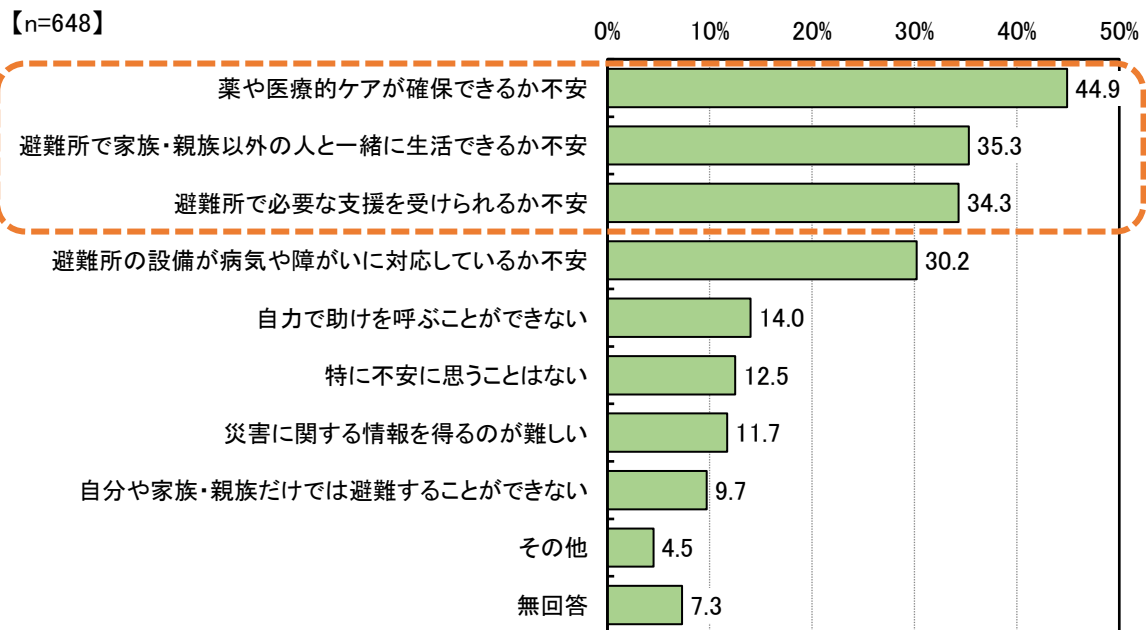
	ある	あると感じている	特に感じることはない	わからない	無回答
0～18歳【n=73】	19.2%	47.9%	17.8%	13.7%	1.4%
19～39歳【n=90】	13.3%	41.1%	22.2%	22.2%	1.1%
40～64歳【n=202】	17.3%	32.2%	31.2%	16.8%	2.5%
65歳以上【n=271】	4.4%	13.3%	45.0%	24.0%	13.3%

⑪災害時の不安について

災害発生時に不安に思うことは、全体では「薬や医療的ケアが確保できるか不安」が44.9%、「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」が35.3%、「避難所で必要な支援を受けられるか不安」が34.3%となっています。

障がい別にみると、身体障がい、精神障がいでは「薬や医療的ケアが確保できるか不安」、知的障がいでは「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」がそれぞれ最も多くなっています。

■災害発生時に不安に思うこと（いくつでも）



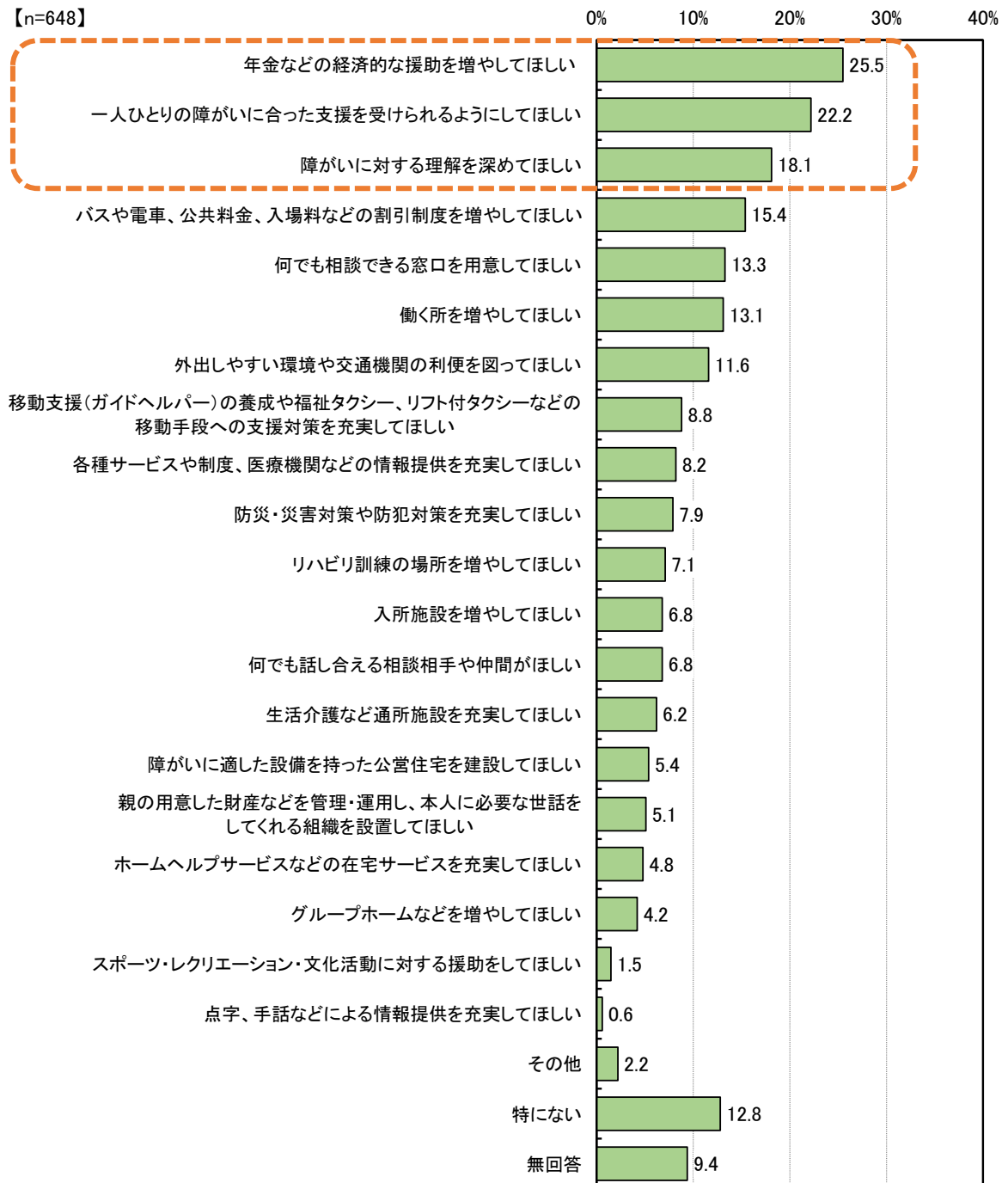
	薬や医療的ケアが確保できるか不安	避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安	避難所で必要な支援を受けられるか不安	避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安	自力で助けを呼ぶことができない
身体障がい【n=353】	48.7%	26.3%	35.7%	34.8%	12.7%
知的障がい【n=109】	18.3%	47.7%	36.7%	33.9%	26.6%
精神障がい【n=137】	53.3%	42.3%	34.3%	27.0%	10.2%

	特に不安に思うことはない	災害に関する情報を得るのが難しい	自分や家族・親族だけでは避難することができない	その他	無回答
身体障がい【n=353】	13.3%	8.8%	11.3%	4.0%	9.6%
知的障がい【n=109】	15.6%	15.6%	11.0%	0.9%	4.6%
精神障がい【n=137】	8.0%	14.6%	11.7%	8.8%	7.3%

⑫暮らしやすくなるためにしてほしいこと

暮らしやすくなるためにしてほしいことは、全体では「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が25.5%で最も多く、「一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい」が22.2%、「障がいに対する理解を深めてほしい」が18.1%となっています。

■暮らしやすくなるためにしてほしいこと（いくつでも）



障がい別にみると、身体障がいでは「移動支援（ガイドヘルパー）の養成や福祉タクシー、リフト付タクシーなどの移動手段への支援対策を充実してほしい」、知的障がいでは「一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい」「入所施設を増やしてほしい」「親の用意した財産などを管理・運用し、本人に必要な世話をしてくれる組織を設置してほしい」「グループホームを増やしてほしい」、精神障がいでは「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」「バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい」が他の障がいと比較すると高い割合となっています。

	年金などの経済的な援助を増やしてほしい	一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい	障がいに対する理解を深めてほしい	バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	何でも相談できる窓口を用意してほしい	働く所を増やしてほしい	外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい	移動支援（ガイドヘルパー）の養成や福祉タクシー、リフト付タクシーなどの移動手段への支援対策を充実してほしい
身体障がい【n=353】	23.8%	19.3%	12.2%	13.9%	9.1%	7.4%	13.9%	12.5%
知的障がい【n=109】	22.9%	31.2%	24.8%	12.8%	15.6%	22.0%	12.8%	4.6%
精神障がい【n=137】	40.1%	24.1%	24.8%	23.4%	12.4%	22.6%	5.1%	6.6%

	各種サービスや制度、医療機関などの情報提供を充実してほしい	防災・災害対策や防犯対策を充実してほしい	リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	入所施設を増やしてほしい	何でも話し合える相談相手や仲間がほしい	生活介護など通所施設を充実してほしい	障がいに適した設備を持った公営住宅を建設してほしい	親の用意した財産などを管理・運用し、本人に必要な世話をしてくれる組織を設置してほしい
身体障がい【n=353】	7.4%	9.1%	8.5%	7.4%	3.7%	8.2%	4.5%	2.3%
知的障がい【n=109】	6.4%	4.6%	4.6%	17.4%	11.9%	8.3%	8.3%	15.6%
精神障がい【n=137】	4.4%	6.6%	3.6%	3.6%	11.7%	2.9%	8.8%	5.1%

	ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実してほしい	グループホームなどを増やしてほしい	スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助をしてほしい	点字、手話などによる情報提供を充実してほしい	その他	特にない	無回答
身体障がい【n=353】	6.8%	1.4%	0.8%	0.6%	2.5%	15.9%	13.0%
知的障がい【n=109】	3.7%	15.6%	2.8%	0.0%	2.8%	6.4%	4.6%
精神障がい【n=137】	3.6%	5.8%	1.5%	0.7%	2.2%	9.5%	8.0%

3 団体ヒアリング調査

市内の関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。一部抜粋して掲載しています。

区分	内容
調査対象	埼玉県立越谷特別支援学校PTA吉川地区（身体） 埼玉県立三郷特別支援学校PTA吉川地区（療育） 吉川市しらこぼと会（精神） 吉川市聴覚障害者協会（身体） 吉川市手をつなぐ育成会（療育） 吉川手話サークルさつき会（身体） 吉川点字サークルてん点（身体） よしかわ市発達を支える会ビリーブ（療育・精神） 朗読サークルきんもくせい（身体）
調査方法	ヒアリングシートを提出のうえ、対面でヒアリングを実施
調査期間	令和5年8月29日～9月30日

①活動するうえで特に力を入れていること

- ・会員の交流（定例会、研修会、各種教室、情報交換など）。
- ・障がいへの理解促進。
- ・多くの方に知ってもらえるような行事を考えて実行すること。
- ・家族の負担軽減（相談など）。
- ・技術の上達、サークル人員の増員、各障がいがある方との関わり、活動の普及活動。
- ・傾聴を心がける。特性のあるお子さんを持つ家族同士の交流により、経験を共感したり悩みを話せる仲間と出会い、孤独感を感じさせない子育てができるように応援したい。
- ・障がい児達が近所や自治会などの地域社会から孤立しないように、色々なところと繋がりを持っていくこと。

②活動するうえでの問題や不安、困っていること

- ・本人や親の高齢化が進んでおり、会員の減少につながっている。
- ・会の役員のみなり手がいない。
- ・ボランティア活動であるが、公共施設などの部屋を借りる時に費用が発生する。
- ・障がいのある方やその家族への周知が難しい。
- ・子どもたちの福祉教育機会の拡大。

③利用者やご家族について、気になること

- ・障がい者が何かしてみたい、体験したいとか思うとき、なかなかご家族の理解や応援を得ることができない。障がい者の存在が隠されている。
- ・家族の負担軽減。
- ・支援をつないだ方のその後の状況の把握。

④今後、充実したい活動やそのために必要なこと

- ・行政や教育機関との情報交換や連携。
- ・団体活動に興味を持っていただける場、知ってもらえる機会を増やしてほしい。
- ・活動に掛かる費用負担の軽減。
- ・コミュニケーションの場の充実と拡大。
- ・オンラインを使った取り組み。
- ・災害時、緊急時における音声以外の情報保障。避難所での情報保障を充実してほしい。

⑤市の施策について、充実すべきことや期待すること

- ・市の広報などを活用した、障がいの理解促進。
- ・障害者差別解消法や合理的配慮の周知。
- ・各種福祉サービス（成年後見人制度含む）、相談体制の拡充。
- ・会員に向けた、障がいや会の活動などに関する情報提供。
- ・健常者と障がい者が一緒に活動できる場があるといい。コミュニケーションをとる機会があるといい。
- ・手話通訳者の設置。
- ・障がい者本人や子どもたちが参加できる行事などを増やし、交流の場を増やす。
- ・支援学校と小・中学校が交流する機会を増やしてほしい。
- ・公共施設などにおけるバリアフリーの充実。
（歩道整備、電光掲示板、音声信号の設置に関することなど）
- ・小さな頃から様々な障がいに対しての理解促進の機会の拡充。
- ・初期の段階から寄り添った心のケア、悩みや思いを打ち明けられる場、制度やサービスを紹介し、必要な援助を受けられるまでのサポートをしてほしい。
- ・障がいのある、なしにかかわらず、困っている人が居たら手助けをするのが当たり前の思いやりのある社会であってほしい。ひとりひとりが心がけて作りあげていきたい。
- ・芸術やスポーツ・レクリエーション活動の充実。
- ・医療体制を充実して欲しい。緊急時に診てもらえるところがあるといい。
- ・場所や行動に慣れるためにも時々避難訓練的なものが地域にあったらいい。

⑥ふだんの生活の中で、差別や偏見について気になること

- ・差別をなくすことは難しいが無知からの偏見もあり、インクルーシブ教育をめざすためにも幼児期から差別や偏見をなくす教育を取り入れてほしい。
- ・電話リレーサービスが認知されていない。
- ・障がい福祉に携わる職員の資質の向上。
- ・地域での障がいの理解促進。
- ・外出先のトイレで子ども用のベッドしかなくおむつ替えができなかった。

⑦その他

- ・移動支援の拡充。
- ・学校の先生に理解を深めてほしい。特別支援学級の先生であっても、子どもへの対応に慣れていない。
- ・図書館に発達障がいのある子どもにも視覚的にわかりやすく生活の支援になるような絵本があるといい。
- ・災害時の避難場所の確保。
- ・手話を使える環境整備。
- ・インクルーシブ遊具を備えた公園や施設の整備。



*共存

4 課題の整理

障がいのある方などへのアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査から見えてきた課題を整理しました。

① 普段の生活について

外出時において、介護者が必要なことや段差や障害物、意思疎通に困難があることが不便と感じており、周囲の支援や理解、さらなるバリアフリーの推進が求められています。

また、療育・教育では、通園・通学していて特に困っている（いた）ことについては、「授業についていけない」、「通うのがたいへん」、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」が上位になっており、学校教育に望むこととしては、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」、「個別的な支援を充実してほしい」、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」となっています。就労においても、障がいに応じた働き方や障がいに対する理解を求める意見が多くありました。

団体ヒアリング調査では「インクルーシブ遊具を備えた公園や施設の整備」などの声がありました。

障がいのある方について理解を深め、様々な視点でのバリアフリー化に取り組むとともに、障がいのある方が学びやすい環境、働きやすい環境の整備を進めていく必要があります。

② 人権について

38.6%の方が日常生活において差別や偏見を感じていると回答しています。

団体ヒアリング調査では「障がいへの理解促進」や「障害者差別解消法や合理的配慮の周知」などを求める声がありました。

差別や偏見を感じる相手は、近所の方や職場や学校の関係者、友人・知人など身近な人が多く、また、外見からは分かりにくい障がいへの理解や配慮などが求められており、家庭や地域、学校や職場などと連携して、あらゆる差別や偏見の解消を推進する必要があります。

③ 介護者について

日常生活においては、介助や相談、通院や外出など、多くのことを家族が担っている状況です。吉川市においても少子高齢化が進む中で、介護者も高齢化しており、老老介護の状態にある世帯も多いことが見込まれます。

団体ヒアリング調査でも「家族の負担軽減」を気にしているなどの声があり、障がいの重度化や高齢化による問題などについて、障がいのある方やその家族からの不安の声も多く挙げられています。「親亡き後」を見据えた相談支援や情報提供、障がい福祉サービスなど、障がいのある方とそのご家族への支援を充実する必要があります。

また、介護者の身体的・精神的負担を軽減するために、介護者の休息や周囲の理解促進を図るための施策を充実する必要があります。

④安全・安心について

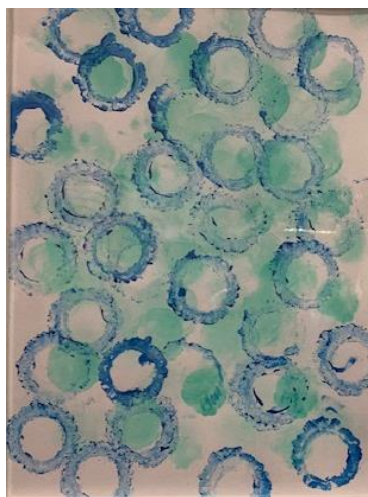
団体ヒアリング調査では「災害時、緊急時における音声以外の情報保障。避難所での情報保障を充実してほしい」、「避難訓練的なものが地域にあつたらいい」などの声があり、災害時に避難先での生活に不安を抱える方が多くいます。具体的には薬・医療のこと、プライバシー保護のことなど、多くの不安が挙げられており、災害時に適切な支援を受けることができるよう、設備の整備や避難場所の確保などに努める必要があります。

⑤これからの生活について

障がいのある方が暮らしやすくなるためにしてほしいこととして、年金・手当の充実を望む方が最も多いほか、障がいの特性に合った支援、障がいに対する理解、福祉に関する相談支援体制の充実、就労の援助や雇用の機会の確保など、多岐にわたる施策の充実が求められています。

団体ヒアリング調査では「初期の段階から寄り添った心のケア、悩みや思いを打ち明けられる場、制度やサービスを紹介し、必要な援助を受けられるまでのサポートをしてほしい」などの声がありました。

引き続き、経済的な支援や相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、保健・医療・教育・雇用など、あらゆる分野における取り組みを充実していく必要があります。



*夏の野菜でアート

第 3 章

計画の基本的な考え方



耳マーク

聞こえない人、聞こえにくい人を
気かけたり、耳が不自由なこと
を表すマーク



ほじょ犬マーク

ほじょ犬の理解を広めるための
マーク

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

吉川市の施策の根幹をなす「第6次吉川市総合振興計画」では、将来都市像を「幸せつながる みんなのまち よしかわ」と定め、「幸福実感を高める」「共に生き、共に創る」「誇れる街を未来へ」をまちづくりの基本的な考え方として様々な施策に取り組んでいます。まちづくりの目標のひとつである健康・福祉部門においては、ライフステージや障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域で支え合う共生のまちづくりをめざして施策を推進しています。

そこで、本計画においては、変化する社会状況などを踏まえた上で、前計画の基本的な考え方や趣旨は今後も引き継いでいくことを確認しています。

その上で、障がい福祉の最大の目的は、障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し合いながら共生する社会を実現することと捉えることから、計画の基本理念については、「地域の支え」と「公的な支援」による障がいのある方の自立を基本としつつ、これまでの実現すべきテーマを“自立”から“共生”に拡大し「共生と社会参加の実現、地域生活の促進」と定め、障がいのある方もない方もともに助け合い地域で安心して暮らし、誰もが幸せを実感できるまちをめざします。

基本理念

共生と社会参加の実現、地域生活の促進

— ともに助け合い地域で安心して暮らし、幸福を実感できるまち —

2 基本目標

(1) 共生する地域づくり（権利擁護）

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別や偏見をなくすとともに、障がい者虐待の防止や障がい者の権利侵害の防止、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進し、共生社会の実現をめざします。

また、障がいのある方もない方も一緒に参加できる交流の機会を通じて、障がいに対する理解を促進します。

(2) 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

障がいのある方が望む日常生活や社会生活を送るため、複雑化・複合化する相談に対応する体制を整えるとともに、生活の基礎となる住環境の整備や、在宅生活を支える障がい福祉サービスの充実、社会活動に参加する手段の確保を図ります。

また、これらの支援に欠かすことができない人材の確保・育成に取り組みます。

(3) 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

障がいのある方の能力や適性に応じた就労ができるよう、市民や企業などに向けて障がい者雇用の理解を周知するとともに、就労機会を創出し、企業に向けて雇用の促進を図ります。

また、就労している障がいのある方には、就労が定着できるよう、企業との職場環境の調整などを支援します。

(4) 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

乳幼児期の疾病や生活習慣病による疾病などを早期発見、早期治療できるよう、健診受診率の向上などに努めるとともに、自主的な健康づくりを推進するなど、関係機関と連携した支援に取り組みます。

また、障がいのある方には、定期的な医療を必要とする方もおり、特に難病の方は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められていることから、経済的負担を軽減するため、医療費の一部助成を行うとともに、医療機関と連携を図りながら障がいの状況に応じた適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

(5) 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

障がいのある幼児や児童・生徒、学生に対する適切な支援を行うため、多様で柔軟な連続性のある学びの場などの環境整備に努めるとともに、障がいのない子どもと同じように地域の一員として豊かな生活を送ることができるよう、合理的配慮の提供を図りながら関係施策を総合的に推進します。

また、関係機関の連携により、医療的な支援が必要な子どもを含めた支援に取り組めます。

(6) すべての人が安心して暮らせるまちづくり（生活環境）

障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、日常生活において社会的障壁となるものの除去を進めるとともに、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援に取り組めます。

また、防犯防災の対策を進めるとともに、災害発生時には障がい特性に配慮した適切な避難支援や福祉・介護サービスの継続などが行えるよう、減災対策に取り組めます。



あいサポートシンボルマーク

3 施策の展開（体系図）

基本目標	施策の方向性	具体的な取り組み
1 共生する地域づくり (権利擁護) 55頁～57頁	(1)障がい者を理由とする差別の 解消の推進	①障がいに対する理解促進 ②障がい者差別解消支援地域協議会の充実
	(2)人権の尊重と権利擁護の 促進	①障がい者虐待防止センターの機能強化 ②選挙における投票対策の充実
	(3)成年後見制度の利用促進	①成年後見制度の周知と体制整備 ②成年後見制度利用費用の助成
	(4)福祉教育の推進	①小中学校における福祉教育の推進 ②福祉活動の促進
	(5)参加機会の拡大	①スポーツ活動の充実 ②地域交流の促進 ③文化芸術活動の機会創出
2 地域での生活を支援 する体制づくり (生活支援) 58頁～62頁	(1)総合的な生活支援体制の 構築	①相談支援の充実 ②ピアサポートの促進 ③自立支援協議会の充実 ④包括的な支援体制の構築
	(2)地域活動や社会活動のた めのサービスの充実	①移動支援事業の充実 ②割引支援制度の周知 ③福祉車両の貸出しの推進 ④移動に要する経済的負担の軽減 ⑤自動車運転への助成
	(3)障がい者を支える人材の 育成	①地域福祉人材の確保 ②障がい福祉サービスにおける人材の確保 ③ボランティア活動の推進 ④学習機会の充実
	(4)地域生活への移行促進	①地域移行支援、地域定着支援の促進 ②自立生活援助の促進 ③支援体制の整備
	(5)在宅サービスの充実	①訪問系サービスの充実 ②介護者サービスの充実 ③日中活動の場の充実 ④福祉機器等の利用促進
	(6)住環境の整備	①住まいの確保 ②住宅改修制度の周知
3 個々の状況に応じた 働き方ができる環境 づくり(雇用・就労) 63頁～65頁	(1)障がい者の就労に対する理 解促進	①障がい者就労支援センターの充実 ②就労継続支援事業の充実 ③就労施設の販路拡大
	(2)多様な雇用・就労の促進	①障がい者就労体験の実施 ②障がい者雇用の促進
	(3)就労の定着支援	①就労定着支援の充実 ②自立支援協議会就労部会の充実

基本目標	施策の方向性	具体的な取り組み
4 健康で安心できる環境づくり(保健・医療) 66頁～68頁	(1)健康づくり支援体制の充実	①検診等の充実 ②健康相談の実施 ③訪問指導の充実 ④運動の推進 ⑤精神障がい者家族への支援 ⑥関係機関等との連携強化
	(2)医療支援の充実	①医療費の軽減 ②自立支援医療等の推進 ③訪問看護等の促進 ④かかりつけ医・障がい者歯科医の普及 ⑤医療機関との連携強化 ⑥医療的ケア児等コーディネーターの配置
5 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり(療育・保育・教育) 69頁～71頁	(1)発達・療育支援環境の充実	①疾病や障がいの早期発見 ②発達支援の早期支援 ③発達障がい児の保護者への支援 ④障がい児通所支援事業の充実
	(2)保育・教育環境の充実	①施設職員への支援 ②就学相談の充実 ③交流学习の充実 ④教職員研修の充実
	(3)切れ目のない支援の仕組みづくり	①こども発達センターの充実 ②療育ネットワークの充実
6 すべての人が安心して暮らせるまちづくり(生活環境) 72頁～75頁	(1)バリアフリーのまちづくり	①歩道の整備 ②視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 ③放置自転車等の対策の強化 ④ノンステップバスの導入促進 ⑤公共施設等のバリアフリー化の推進 ⑥情報コミュニケーションの支援
	(2)防犯対策の推進	①地域の防犯活動の推進 ②民生委員活動との連携 ③防犯防災意識の醸成 ④緊急時通報体制の整備
	(3)減災対策の推進	①減災訓練の参加促進 ②福祉避難所の充実 ③災害時避難行動要支援者名簿の活用 ④災害時業務継続の確保

第 4 章

障がい者・障がい児施策の推進



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱をつけている障がい者であること、そのための設備があることを表すマーク



ハート・プラスマーク

心臓、肝臓など、外見では分かりにくい身体の内部に障がいのある人を表すマーク

第4章 障がい者・障がい児施策の推進

1 共生する地域づくり（権利擁護）

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がいへの理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき、あらゆる場面における障がいのある方への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がいのある方の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての市民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がいのある方について理解を深めていくことが重要です。

このようなことから、吉川市ではあいサポート運動による、あいサポーター研修を実施するとともに、毎年人権啓発パンフレットを作成し、全戸配布することによる周知を行っています。

しかしながら、アンケート調査結果をみると、障がい者に対する市民の理解についてどのように感じているかについて『理解が深まったと思う割合』（「かなり深まったと思う」と「まあまあ深まってきたと思う」の合計）は全体では18.6%となっており、引き続き、理解促進の取り組みが必要です。

また、団体ヒアリング調査では「障がいのある方や子どもたちが参加できる行事など増やし、交流の場を増やす」などの声がありました。身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者関係団体や障がい福祉事業所、企業などとの連携・協力により、あらゆる機会を通じて地域住民と交流し、障がいのある方が積極的に社会活動に参画できるような環境づくりが必要です。

今後も引き続き、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知・啓発を行っていくことが必要です。

施策の方向性

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、様々な合理的配慮の提供に向けた取り組みを進めます。

①障がいに対する理解促進

広報やホームページ、啓発パンフレットによる周知や「あいサポート運動」の出前研修を開催するなど、障がいのある方への差別的取り扱いの禁止や社会的障壁除去のための合理的配慮などの理解を促進します。

また、高次脳機能障害や内部障がいなどの周囲から理解されにくい障がいについても、その特徴や内容などについて周知を図ります。

②障がい者差別解消支援地域協議会の充実

障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関と差別事例の対応を議論・検証しながら、取り組みの充実を図ります。

(2) 人権の尊重と権利擁護の促進

障害者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止と養護者に対する支援を行います。

①障がい者虐待防止センターの機能強化

障がい者虐待防止センターと、行政機関、相談支援事業所、福祉事業所など関係機関と連携を強化し、障がい者虐待の速やかな発見、通報、対応を図ります。

②選挙における投票対策の充実

点字による投票や指さしによる意思表示の投票など、法令に基づく制度の周知、視覚障がいのある方へ「音声版選挙公報」を配付するなど選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行います。

また、車いすを配備するとともに、バリアフリー化の推進など投票しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

判断能力が十分でない知的障がいや認知症などの方が、財産や権利を心配することなく安心して生活が送れるよう、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促進します。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークや成年後見制度の周知、相談、利用促進を担う中核機関の整備を段階的に進めます。

①成年後見制度の周知と体制整備

判断能力が不十分な方の権利や財産を守る「成年後見制度」を広く周知し、利用促進を図ります。

また、利用者が増えることを見据え、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークなどの体制整備を構築します。

②成年後見制度利用費用の助成

成年後見制度の利用が必要と認められるものの、身寄りがない場合や関与を拒否されている場合、経済的な理由で利用ができない場合など、様々な理由で費用の負担が困難な場合は、その費用の助成を行います。

(4) 福祉教育の推進

障がいの理解を深めるため、福祉教育の取り組みを進めるとともに、障がいのある方を支援するボランティア活動の取り組みを支援します。

①小中学校における福祉教育の推進

小中学校の総合的な学習の時間において、共生社会の視点を踏まえ手話や点字などの講習会を実施するとともに、障がいのある方との交流を図り、障がいへの理解を深めます。

②福祉活動の促進

「手話講習会」や「点字講習会」、「あいサポート運動」などの講習会を通じ、障がいに対する理解を深めるとともに、ボランティアへの主体的な活動を支援します。

(5) 参加機会の拡大

スポーツ活動や文化芸術活動の発表などの機会を通じて、障がいのある方もない方も一緒に参加や交流ができる環境づくりを進めます。

①スポーツ活動の充実

「屋内スポーツ大会」や「ボッチャ大会」など、障がいのある方もない方も、一緒に身体を動かし楽しめるスポーツ活動を開催します。

②地域交流の促進

「市民まつり」や「市民文化祭」など各種イベント情報の提供に努め、様々な社会参加の機会を通じて、障がいのある方と地域住民との交流を図ります。

③文化芸術活動の機会創出

「市民文化祭」や「障がい者アート展」など、学習や文化芸術活動の成果を披露する機会を創出します。

2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

現状と課題

障がいのある方やその家族が生涯に渡り安心して安定した生活を送るためには、そのニーズや特性に応じた生活支援サービスが提供されるとともに、複雑化・複合化するすべての障がいのある方に対して、様々な関係機関による支援が必要です。

国では、障がいのある方の重度化や高齢化、親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点等の整備を呼び掛けるなか、吉川市では既に設置し、障がいのある方への支援に取り組んでいます。

アンケート調査結果では、地域で生活するために必要な支援については、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」などの回答が多くなっています。

そのほか、自由記載では、相談場所や利用できる障がい福祉サービスがわからないといった声や、障がいの重度化や親亡き後の生活支援についての不安なども多く、将来を見据えた相談体制の構築や地域支援の在り方を検討していく必要があります。

また、団体ヒアリング調査では「特性のあるお子さんを持つ家族同士の交流により、経験を共感したり悩みを話せる仲間と出会い、孤独感を感じさせない子育てができるように応援したい」などの声もあり、障がいのある方を支える人材の活躍も期待できます。

障がいのある方が、身近な地域で自ら選択して必要な障がい福祉サービスを受けられるよう関係機関などと連携し、障がいのある方やその家族などの介護者への相談支援やわかりやすい障がい福祉サービスの提供に努めるなど、障がいのある方に寄り添った切れ目のない支援を提供する包括的な仕組みを構築する必要があります。

施策の方向性

(1) 総合的な生活支援体制の構築

障がいのある方の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などが連携し、ライフステージに応じた相談支援や相談しやすい体制の整備を図ります。また、従来の分野別の支援体制では対応が難しい複合的な課題や各種制度の狭間のニーズなどに対応するため、包括的な支援体制を構築します。

①相談支援の充実

障がいのある方やその保護者などからの「親亡き後」のための相談など、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うとともに、増加し複雑化する障がいのある方からの相談に対応するため、障がい者相談支援センターの充実を図ります。また、関係機関への支援を含めた総合的な相談支援の拠点となる、基幹相談支援センターの充実を図ります。

さらに、障がいのある方やその保護者に、これらの必要な情報をわかりやすく様々な媒体で提供します。

②ピアサポートの促進

障がいのある方がその経験や知識を活かして、同じような障がいのある方に対する相談支援が有効なことから、障がい福祉事業所におけるピアサポートを促進します。

③自立支援協議会の充実

自立支援協議会とその部会を通じて、保健、医療、福祉、教育、就労など多分野にわたる機関と連携し、総合的な支援体制の充実を図ります。

④包括的な支援体制の構築

障がいのある方、高齢者、子ども、生活困窮などの多分野にわたる複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯の生活課題を解決するため、包括的な支援体制の構築を図ります。

(2) 地域活動や社会活動のためのサービスの充実

屋外での移動が困難な障がいのある方が外出しやすくなり、社会参加の機会が増えるよう支援を行います。

①移動支援事業の充実

外出が困難な障がいのある方に、社会参加などのための移動支援の充実を図ります。

②割引支援制度の周知

障がいのある方の外出や積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引制度や有料道路の通行料金割引などの制度について、広報やホームページなどを活用し広く周知を図ります。

③福祉車両の貸出しの推進

のぞみ号の貸出制度を周知し、日常生活を送る上で移動が困難な方に、活動の場の拡大と利便性の向上を図ります。

④移動に要する経済的負担の軽減

タクシー利用料金や自動車燃料費の費用を一部助成し、移動手段の経済的負担の軽減を図り、社会参加や外出機会を支援します。

⑤自動車運転への助成

自動車運転免許の取得費や自動車改造費用の一部を助成し、障がいのある方の就労や社会参加を支援します。

(3) 障がい者を支える人材の育成

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、地域の中で障がいのある方をサポートできる人材の育成を進めるとともに、ボランティア活動などを推進します。

①地域福祉人材の確保

吉川市社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図り、地域で福祉活動に参加できる人を発掘・育成するとともに、その活動を支援します。

②障がい福祉サービスにおける人材の確保

障がいの重度化や高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に様々な障がい福祉サービスを提供し、事業を実施していくため、障がい福祉分野における人材の確保と資質の向上を促進します。

③ボランティア活動の推進

吉川市社会福祉協議会と連携を図り、点字講習会などボランティア養成講座を開催し、ボランティアの養成・確保に努めます。

④学習機会の充実

市職員を対象に、障害者差別解消法や手話などの研修を計画的に実施し、障がいについての基礎的知識の習得と理解の促進を図ります。また、障がい福祉サービス事業所に対し、国や県、関係機関が主催する研修会に関する情報提供を行い、資質の向上を図ります。

(4) 地域生活への移行促進

障がいのある方が安心して地域での生活に移れるよう、精神障がいにも対応した相談支援の充実と支援体制を整えます。

①地域移行支援、地域定着支援の促進

施設入所や長期入院をしている方が退所や退院後に安心して地域での生活に移行できるよう、地域相談支援を促進するとともに、地域生活を送るための自立訓練を促進します。また、障がいのある方が地域の中で安定した生活が送れるよう、常時の連絡体制の確保や緊急時における支援を行います。

②自立生活援助の促進

グループホームなどの利用者や家族からの独立など、単身生活を希望する障がいのある方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

③支援体制の整備

自立支援協議会とその部会を通じて、保健、医療、福祉、就労など多分野にわたる総合的な体制により支援の充実を図り、すべての障がいのある方に対応した支援体制を整えます。

(5) 在宅サービスの充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活を支援するための障がい福祉サービスを障がいのある方の実情や特性に合わせて総合的に提供していきます。

①訪問系サービスの充実

ア 居宅介護等の充実

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実に努めます。

イ 訪問入浴サービスの利用促進

サービス利用者を支援するとともに、事業者の参入を促進します。

②介護者サービスの充実

ア 短期入所の充実

介護者の病気やその他の理由により、短期間の入所を必要とする方がサービスを利用できるよう支援の充実を図ります。

イ 日中一時支援事業の充実

介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある方の日中における活動の場の確保と、一時的な見守りを行う日中一時支援事業の充実を図ります。

③日中活動の場の充実

ア 放課後等デイサービスの充実

就学中の障がいのある子どもが、放課後や長期休業期間に生活能力向上の訓練などを行う放課後等デイサービスが利用できるよう支援の充実を図ります。

イ 地域活動支援センターの充実

障がいのある方に創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。

ウ 生活介護の充実

常に介護を必要とする方に日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行う生活介護の充実を図ります。

④福祉機器等の利用促進

ア 補装具費の支給

日常生活または就業を容易にするため、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具の費用の一部を支給します。

イ 日常生活用具の給付

障がいのある方や小児慢性特定疾患のある子どもの日常生活の利便を図るため、その障がいに応じた日常生活用具を給付します。

ウ 車いす貸与の促進

一時的に車いすを必要とする方に対して行う吉川市社会福祉協議会の車いす貸出事業を促進します。

(6) 住環境の整備

障がいのある方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、住まいの整備を促進します。

①住まいの確保

住み慣れたこの地域で見守られながら生活ができるよう、グループホームの整備を促進するとともに、重度の障がいのある方でも入居できるグループホームや、短期入所の整備支援について引き続き検討します。

また、アパートなどに入居が困難な方への支援などを行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について検討します。

②住宅改修制度の周知

住宅の改造に必要な費用の助成を実施するとともに、様々な機会を通じて制度の周知と情報提供を図ります。



障がい福祉課の窓口

3 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

現状と課題

障がいのある方が、希望に応じて働くことは、生きがいや社会参加の促進につながります。職場の方々にとっても、障がいのある方と一緒に働き交流をすることで、障がいへの理解を深めることができます。

近年では、障害者雇用促進法の改正により、民間企業での法定雇用率の引き上げや、適用される障がいの範囲が拡大し、障がいのある方が働くことができる環境づくりが求められています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、在宅勤務などの多様な働き方が広がっています。

アンケート調査結果では、障がいのある方が働くために大切な環境の上位は、「健康状態にあわせた働き方ができること」が34.4%で最も多く、次いで、「障がい者に適した仕事が提供されること」が27.0%、「自宅近くに働く場があること」が24.8%となっています。

吉川市では、障がい者就労支援センターの登録者も増加しており、また、自立支援協議会の就労支援部会で関係事業所との連携を図るなど、就労相談の支援に取り組んでいます。さらに、寄附金が原資の「障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金（ノブくんスマイル基金）」を活用した就労促進支援金により、障がいのある方と企業の障がい者就労を促進しています。

今後も公共職業安定所や関係機関などと連携し、雇用機会を拡大するため企業などに障がいのある方の雇用の理解を求めるなど、障がいのある方が安心して働ける環境を整備することが必要です。

また、福祉的就労の場の確保に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などが提供する物品・役務の受注機会の拡大を推進する必要があります。さらに、農業と福祉の連携など、様々な分野での新たな取り組みを支えることも大切です。

施策の方向性

(1) 障がい者の就労に対する理解促進

福祉的就労の場は、日中活動の場や社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として重要であり、就労を希望する障がいのある方の要望も多いことから、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ理解を深めるとともに、多様な働き方の環境づくりを支援します。

①障がい者就労支援センターの充実

障がいのある方の職業相談・情報提供を行う「障がい者就労支援センター」の充実を図ります。また、公共職業安定所、東部障がい者就業・生活支援センターみらい、就労移行支援事業所などとの連携による就労相談の充実を図ります。

②就労継続支援事業の充実

一般企業での就労が困難な方へ働く場所を提供するとともに、就労における知識と能力の向上のために必要な訓練を行い、就労への取り組みを支援します。また、需要の把握に努め、農業分野など新規事業所の参入を促進します。

③就労施設の販路拡大

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設から物品などの調達を優先的に実施するとともに、販路拡大の支援を行います。

(2) 多様な雇用・就労の促進

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で大きな位置を占めるものと考えことから、障がいのある方の能力や適性に応じた就労の機会を創出し、障がい者雇用を促進します。

①障がい者就労体験の実施

市役所において、障がいのある方の就労体験を実施し、就労のための基礎的な訓練を行うとともに、広く障がい者雇用の促進を図ります。

②障がい者雇用の促進

吉川市障がい者就労促進支援金を活用した職場実習の周知や就職面接会の実施、市内求人情報の発行などにより、障がいのある方の能力や適性に応じた雇用の機会を創出します。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律などを、広報やホームページなどを活用し企業に向けて周知します。

(3) 就労の定着支援

一般就労した障がいのある方が、長く安定して働き続けられるよう、職場訪問などにより、障がいのある方や企業、関係機関などとの連絡調整や問題解決に向けた取り組みを支援します。

①就労定着支援の充実

障がいのある方が適切なアドバイスにより安定した就労が続けられるよう、就労定着支援事業所や就労支援センターの充実を図ります。

②自立支援協議会就労部会の充実

自立支援協議会やその就労部会において、市、就労支援センター、就労移行支援事業所などが連携し、一層の就労定着支援を図ります。



ノブくんスマイル基金リーフレットのイラスト

4 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

現状と課題

乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療や生活習慣病予防のためには、ライフステージに応じた各種健康診査や健康教育・相談の取り組みが重要となっています。

アンケート調査結果では、医療のことで困っていることは、全体では「特にない」が40.6%で最も多くなっていますが、「医療費が負担」（20.1%）、「交通費が負担」（17.1%）、「専門的医療施設が近くにない」（13.3%）が上位に挙げられています。

また、団体ヒアリング調査では「医療体制を充実して欲しい」、「緊急時に診てもらえるところがあるといい」などの声があります。

今後も障がいのある方が安心して医療を受けることができ、生涯にわたって健康的に暮らすことができる環境づくりのためには、保健・医療の充実を図るとともに、保健、医療、福祉の連携を緊密化し、総合的なサービス提供体制を構築することが重要です。

また、令和3年9月に、医療的ケアが必要な子どもを育てる家族の負担を軽減し、子どもの健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。重症心身障がい者の医療的ケアなど、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、一人ひとりの状況に対応できるきめ細かな支援に取り組んでいくことが必要です。

施策の方向性

(1) 健康づくり支援体制の充実

障がいのある方の健康維持・増進につなげるため、糖尿病などの生活習慣病の発生や重症化の予防に努めるとともに、より多くの市民が健康相談をはじめ、各種健康診査やがん検診を受診することができるよう取り組みます。

①健診等の充実

特定健診をはじめとする各種健診受診率の向上と、特定保健指導や重症化予防保健指導の取り組みを継続し、健康格差の縮小と健康寿命の延伸をめざします。また、健康増進法に基づく、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診などを実施するとともに、広報やホームページなどを活用し受診率の向上に努めます。

②健康相談の実施

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う健康相談の充実を図るとともに、研修などにより学習を重ね、適切な指導や情報の提供に努めます。また、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育てを切れ目なくサポートします。

③訪問指導の充実

療養上の保健指導が必要な方や家族に、保健師や栄養士などによる訪問指導を実施し、心身機能の低下防止と健康の保持増進に努めます。また、すべてのライフステージを通じて関係機関と連携し、心身の健康保持増進に向けた専門的な支援を図ります。

④運動の推進

自主的な健康づくりを推進するとともに、母子保健事業や健診結果説明会などを通じて、運動による健康づくりを啓発します。

⑤精神障がい者家族への支援

精神障がいのある方を抱える家族に対し、精神障がいに対する理解や家族同士の親睦を深めるため、家族教室の実施や家族会への支援を図ります。

⑥関係機関等との連携強化

障がいの状態に応じた支援を行うため、保健・福祉などの関係機関や団体との連携を強化し、支援の充実に努めます。

(2) 医療支援の充実

障がいのある方が地域で支援を受けながら生活を送るためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療などが行えるよう地域の医療機関相互の連携強化を図るとともに、専門性の高い医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実に努めます。

①医療費の軽減

重度心身障害者医療費給付事業により、県内医療機関で受診した際の窓口払い（自己負担分）を廃止し負担を軽減するとともに、広報やホームページなどを活用し制度の周知を図ります。

②自立支援医療等の推進

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や難病医療費支援制度について周知するとともに、自立支援医療制度の普及と推進を図ります。

③訪問看護等の促進

障がいのある方の在宅での療養生活を支援するため、訪問看護や訪問リハビリテーションを促進します。

④かかりつけ医・障がい者歯科医の普及

医療機関や障がい者歯科医療機関情報をホームページなどに掲載し、かかりつけ医・障がい者歯科医の普及啓発を図ります。

⑤医療機関との連携強化

医療機関との連携を強化し、障がいの状況にあった医療サービスが受けられるよう適切な支援に努めます。

⑥医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な子どもやその家族が地域で必要な支援を円滑に受けられることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めるとともに、地域生活の向上を図れるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関による支援体制を整えます。



*窓から見た桜並木

5 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

現状と課題

子どもの障がいは、気づきの段階から継続的な支援を行うことが重要なため、早期発見と早期療育が求められています。

また、近年、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず学びが受けられるようインクルーシブ教育の整備が求められるとともに、障がいのある子どもの個々の教育的ニーズに的確に応える指導も求められています。

アンケート調査結果では、学校教育に望むことは、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が49.5%で最も多く、次いで、「個別的な支援を充実してほしい」が37.9%、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が33.0%となっています。

また、団体ヒアリング調査では「支援学校と小・中学校が交流する機会を増やしてほしい」、「インクルーシブ教育をめざすためにも幼児期から差別や偏見をなくす教育を取り入れてほしい」などの声がありました。

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた取り組みを支援する視点から、子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進、医療的ケアを必要とする子どもやその家族の負担軽減を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

(1) 発達・療育支援環境の充実

発育や発達に障がいや遅れの心配があり、支援が必要な障がいのある子どもに対する支援を充実させるため、疾病や障がいに早い段階で気づけるよう、また、その後早く療育につなげられるよう取り組みます。

① 疾病や障がいの早期発見

母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の健康診査、相談事業、訪問指導などを実施し、育児不安の解消や疾病、障がいなどの早期発見に努めます。また、健診未受診者への受診勧奨などにより、育児不安、児童虐待の早期発見など保護者の支援に努めます。

② 発育発達の早期支援

発育発達などが心配な乳幼児を対象に、医師、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士などの専門職により、発育発達に応じた指導などを実施し、早期支援に努めます。また、オリオン教室を開催し、子どもの発達が心配な保護者への相談を行います。

③発達障がい児の保護者への支援

発達に心配がある子どもや発達障がいのある子どもの保護者に対してペアレント・トレーニングを実施し、家庭での関わり方を学ぶことで良好な親子関係の形成を支援します。また、発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が相談を行う、ペアレント・メンターの養成に努めます。

④障がい児通所支援事業の充実

就学前の発達に心配がある子どもや発達障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業の充実を図ります。

また、就学中の障がいのある子どもが、放課後や長期休業期間に生活能力向上の訓練などを行うとともに、放課後などの居場所にもなる放課後等デイサービスの充実を図ります。

(2) 保育・教育環境の充実

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育を進めるため、一緒に学ぶ交流学习に取り組むとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」を確保するなど、障がいのある子どもとない子どもの豊かな人格形成をめざした保育・教育環境の充実を図ります。

①施設職員への支援

発達障がいの知識を有する専門職員が保育所などへ巡回支援を行う保育所等巡回支援事業の実施や、発達支援研修会を開催することにより、保育士や幼稚園教諭などに対して障がいの特性や子どもとの関わりなどを支援します。

②就学相談の充実

医療的ケアが必要な子どもなど、就学に不安がある保護者には個別に就学相談を行い、個々の児童に応じた就学支援を行うとともに、就学後は、特別支援学級や通級指導教室で指導を行う児童・生徒の特別な教育課程を編成し、個々の教育ニーズに応じた支援・指導を行います。また、教職員研修などを通じて、特別支援教育の充実を図ります。

③交流学习の充実

各学校において、個々の教育的ニーズに応じた交流教育の充実に努めます。また、特別支援学校などと連携し、児童・生徒に差別や偏見といった心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障がいのある児童・生徒に「社会で自立できる自信と力」を育む「支援籍学習」を推進します。

④教職員研修の充実

小・中学校の教職員を対象に、様々な機会を捉え障がいや障がい児教育に関する研修会を実施し、教員の資質の向上を図ります。

(3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが早期から療育や教育相談などの支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、継続的な障がい児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

①こども発達センターの充実

児童発達支援センターとしての機能を活かし、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業を通じて、発育や発達に支援の必要がある子どもとその保護者を支援します。

②療育ネットワークの充実

自立支援協議会やその子ども部会において、障がい福祉課、保健センター、保育所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関が連携し、医療的な支援が必要な障がい児も含めた切れ目のない療育支援を図ります。



中学校での展示体験

6 すべての人が安心して暮らせるまちづくり（生活環境）

現状と課題

障がいのある方が自らの希望した場所へ安全かつ自由に移動し、安心して生きがいのある充実した生活を送るためには、日常生活を取り巻くあらゆる環境において快適性や安全性が確保されることが重要です。

アンケート調査結果では、生活基盤の整備について望むことは、「道路の段差解消、歩道の整備」（36.9%）、「住宅・建築物のバリアフリー化」（20.5%）、「建築物のスロープやエレベーターの設置」（19.9%）が上位に挙げられています。

また、災害発生時に不安に思うことでは「薬や医療的ケアが確保できるか不安」（44.9%）、「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」（35.3%）、「避難所で必要な支援を受けられるか不安」（34.3%）が上位に挙げられています。

また、団体ヒアリング調査では「災害時の避難場所の確保」や「インクルーシブ遊具を備えた公園や施設の整備」などを求める声がありました。

災害時には、障がいの特性や程度によって、個別の支援が必要となる場合が多く、災害時に適切な支援を受けることができるよう関係機関と連携を図り、支援体制を整備していく必要があります。

こうしたことから、障がいのある方の安全・安心の確保に必要な支援は多岐にわたり、都市基盤となる公共施設、道路環境などのバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある方の利便性に配慮した環境の整備を推進します。

さらに、社会参加の際や災害時における避難などを考慮すると、障がい状況に応じた情報提供方法や伝達手段の確保は、地域で安心した生活を送るためには欠かすことができません。障がいのある方もない方も、すべての方に配慮した利用しやすい情報提供の取り組みを推進する必要があります。

施策の方向性

(1) バリアフリーのまちづくり

公共施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインなどを推進し、障がいのある方に限らず誰にでも優しい快適な生活環境を整えるとともに、障がいのある方が地域の中で安心して日常生活が送れるよう、コミュニケーションのバリアフリーに取り組みます。

①歩道の整備

障がいのある方や高齢者が安心して利用できる歩行空間を確保するため、歩道の整備や既設歩道の段差解消を推進します。

②視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がいのある方の歩行の安全を確保するため、歩道の段差解消に併せて、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を推進します。

③放置自転車等の対策の強化

安全で快適な歩行空間を確保するため、駅周辺において駐輪する自転車などに対して、適切な誘導、指導を行うとともに、放置している自転車を撤去します。

④ノンステップバスの導入促進

障がいのある方や高齢者が安全で安心してバスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を支援します。また、バス停留所周辺のバリアフリー化を推進します。

⑤公共施設等のバリアフリー化の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例などにに基づき、公共施設など多くの方が利用する施設は、段差の解消、エレベーターや多目的トイレ、思いやり駐車場の設置などのバリアフリー化を進めるとともに、インクルーシブな公園づくりなど、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

⑥情報コミュニケーションの支援

視覚障がいのある方向けの「声の広報」の提供をはじめ、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ヘルプカード、コミュニケーション支援ボード、ICTなどを活用したコミュニケーション支援の充実を図ります。また、聴覚障がい、音声または言語機能に障がいのある方のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話言語条例に基づく施策を推進します。

(2) 防犯対策の推進

日常における非常事態から障がいのある方を守るため、防犯と防災に対する意識の高揚などに努めるとともに、地域住民や関係機関と連携し障がいのある方の地域での生活を支援します。

①地域の防犯活動の推進

自治会などが行う自主防犯活動を支援し、地域住民による声掛け、見守り運動を継続して実施します。

②民生委員活動との連携

障がいのある方やその家族への見守りなどを行う民生委員活動と連携しながら、障がいのある方の地域での生活を支援します。

③防犯防災意識の醸成

窃盗や盗難、特殊詐欺などの不審者情報、台風接近、地震発生などの防災情報を配信する「吉川市メール配信サービス」や、避難情報やハザードマップが確認できる「減災アプリ」の活用を推進し、防犯・防災意識の高揚と啓発を図ります。

④緊急時通報体制の整備

身体に障がいのある一人暮らしなどの方を対象とした「緊急時通報システム」や、聴覚などに障がいのある方を対象とした「ファックス110番、メール110番」、「Net119」の普及促進を図るとともに、利用登録手続きを支援します。

(3) 減災対策の推進

災害時に障がいのある方が地域で安全に避難できるよう、障がいのある方も参加する減災訓練の実施や避難所の確保に努めるとともに、避難時における適切な支援やその後のコミュニケーションの配慮など減災に向けた取り組みを推進します。

①減災訓練の参加促進

災害発生時における避難方法、誘導方法、避難所開設訓練などを取り入れた「減災プロジェクト」など市が主催する訓練や、自主防災組織が主催する避難訓練に、障がいのある方の参加を促進します。また、災害時における障がいのある方の日常生活用具などの備蓄について、機会を通じて周知を図るとともに、必要な支援体制を整備します。

②福祉避難所の充実

災害時に要支援者などに配慮された福祉避難所を確保するため、関係機関と連携し障がい福祉事業所と調整を図ります。また、避難所においてヘルプカードやコミュニケーション支援ボードなどを活用し、障がいのある方へのコミュニケーション支援を図ります。

③災害時避難行動要支援者名簿の活用

災害発生時に自ら避難することが困難な方々を地域の関係者が把握し、支援者による迅速・的確な援助ができる体制をとるため、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織、自治会、民生委員などに情報提供を行います。また、全ての要支援者の個別計画が作成できるよう、機会を捉えて周知・啓発を図ります。

④災害時業務継続の確保

災害時に必要な福祉サービスが継続的に提供されるよう、福祉サービス事業者が策定した業務継続計画などにに基づき研修やシミュレーションを勧奨するとともに、必要に応じて助言などを行います。



思いやり駐車場

第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画



「白杖SOSシグナル」普及啓発
シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSを示している方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというシンボルマーク



ヘルプマーク

外見からは援助や配慮を必要としていることが分ない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 趣旨

本章は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項で定められた「障害福祉計画」として「第7期吉川市障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項で定められた「障害児福祉計画」として「第3期吉川市障がい児福祉計画」を定めるものです。

(2) 基本的な考え方

地域共生社会の実現に向けて、国が示す障がい福祉サービスなどの円滑な実施を確保するための基本指針と、これを受けた埼玉県の考え方を踏まえ、本計画は、次に掲げる7項目に配慮して策定します。

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

②一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者の範囲を、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病のある方として、障がい福祉サービスの充実や均てん化に努め、利用の促進を図るとともに、発達障がいや高次脳機能障がい、難病のある方について、障害者総合支援法に基づく障がい者であることの周知を図ります。

③地域生活への移行・継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

自立した生活を希望する方が、安心感をもって地域生活への移行や地域での暮らしを継続できるよう、グループホームをはじめ、必要な障がい福祉サービスを受けられる地域生活支援拠点等の機能強化を図るとともに、基幹相談支援センターとの効果的な連携を図ります。また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援などの多様な社会参加に向けた支援をはじめ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能など、包括的支援に向けた体制整備を進めます。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援するため、子どものライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携し、障がい種別にかかわらずの質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援事業などの充実を図ります。また、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や社会的な包摂（インクルージョン）を推進します。

⑥障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたり安定的に障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高める研修や他職種間の連携の推進、職場環境の改善などに関係者と協力して取り組み、提供体制の確保と人材の確保・定着を図ります。

⑦障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある方の地域における社会参加を促進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援やICTの活用を図りながら、文化芸術や文字・活字文化の享受、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保など、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざします。



*書

(3) 数値目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針

ア：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

イ：令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

目標

ア：地域生活移行者数

令和4年度末の施設入所者数の6%以上とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点での施設入所者数	33人	令和4年度末時点での施設入所者数（実績値）
【目標値】地域生活移行者数	1人	上記のうち令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

イ：施設入所者数

埼玉県は、国の基本方針に対して、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

吉川市でも、施設入所を待っている方は一定数いるため、施設入所者数の削減目標の設定は行いませんが、待機しなくても地域で暮らしていけるような施策の展開に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針

ア：市町村ごとの保健、医療、福祉関係者により、重層的に連携した支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

イ：市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族などの関係者の参加者数の見込みを設定する。

ウ：市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定と評価の実施回数を見込みを設定する。

目標

吉川市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による学習会や先駆的自治体の研究などを行い、関係する機関の認識を高め、協議の場の設置に向けて取り組みます。

③地域生活支援の充実

国の基本方針

ア：令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置、地域生活拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所の担当者の配置、支援ネットワークによる効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築とその機能の充実のため、年1回以上、支援の実績などを踏まえ、検証・検討することを基本とする。

イ：令和8年度末までに、強度行動障がいのある方に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標

ア：平成29年に設置した地域生活支援拠点等について、その機能のさらなる充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討します。

イ：強度行動障がいのある方に関する状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備について検討を行います。

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針

ア：生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

イ：就労移行支援事業の一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指すこととする。

ウ：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。

エ：就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを目指すこととする。

オ：就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目指すこととする。

カ：就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

キ：就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本とする。

目標

ア：一般就労移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	12人	令和3年度において生活介護や自立訓練などを通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	20人	令和8年度において生活介護や自立訓練などを通じて、一般就労に移行する者の数

イ：一般就労移行者数（就労移行支援）

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	8人	令和8年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数

ウ：一般就労移行の就労定着率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の事業所の割合	100%	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所

エ：一般就労移行者数（就労継続支援A型）

令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	7人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	10人	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

オ：一般就労移行者数（就労継続支援B型）

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

カ：就労定着支援事業利用者数

令和3年度就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度就労定着支援事業の利用者数	19人	令和3年度において就労定着支援事業を利用者の数
【目標値】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数	28人	令和8年度において就労定着支援事業を利用者の数

キ：就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所の割合	100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針

ア：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

イ：令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援などを活用しながら、障がい児の地域参加への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

ウ・エ：令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

オ：令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本とする。

目標

児童発達支援センターや保育所等訪問支援、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置については、配置済みであることから目標設定は行いません。なお、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所については令和8年度までに1カ所以上の設置をめざします。

種別	設置（実施）状況	目標設置
ア 児童発達支援センターの設置	1カ所	—
イ 保育所等訪問支援の実施	2カ所	—
ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	未設置	1カ所
エ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	未設置	1カ所
オ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	—
カ 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	設置済	—

⑥相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制の強化や関係機関などの連携の緊密化を基本とする。

ア：地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

イ：地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

ウ：地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

エ：協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施件数、参加事業者・機関数、協議会の専門部会設置数、実施回数の見込みを設定する。

目標

ア：地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 専門的な助言・指導件数	2件	2件	2件	地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な助言・指導件数

イ：地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 人材育成の支援件数	1件	1件	1件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

ウ：地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数及び基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1回	2回	2回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

エ：個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善

協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施件数、参加事業者・機関数、協議会の専門部会設置数、実施回数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 事例検討実施件数	12件	14件	16件	協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施件数
参加事業者・機関数	35機関	36機関	36機関	協議会への参加事業者・機関数
専門部会設置数	5部会	5部会	5部会	協議会の専門部会設置数
専門部会の実施回数	27回	27回	27回	協議会内の専門部会実施回数

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本方針

福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みに係る体制を構築することを基本とする。

ア：都道府県が実施する障がい福祉サービスなどに係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

目標

ア：埼玉県が実施する研修への参加人数

埼玉県が実施する障がい福祉サービスなどに係る研修、その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 県が実施する研修への参加人数	10人	10人	10人	埼玉県等が実施する研修への参加人数



*空飛ぶスカイダイビング

2 障がい福祉サービスの見込み

(1) 障がい福祉サービス等の必要量の見込み

訪問系サービス

◆サービスの内容

サービス名	サービス内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排泄、食事の介護、掃除や洗濯の援助、通院時の介護などを行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排泄、食事の介護、外出時における移動支援などの総合的な援助を行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方が外出する時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護など必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難がある方であって、常に介護を必要とする方に、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護、排泄、食事などの介護、その他行動する際の必要な援助を行います。
⑤重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある方などであって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢に麻痺があり寝たきりの状態にある方や、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難がある方に、居宅介護をはじめとする障がい福祉サービスを包括的にを行います。



障がい者アート展の会場

◆サービス見込み量※

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	386	312	503	524	572	624
	人	43	47	48	50	52	52
重度訪問介護	時間	1,401	941	1,202	1,320	1,440	1,560
	人	12	16	10	11	12	13
同行援護	時間	110	97	86	108	117	130
	人	7	11	8	9	9	10
行動援護	時間	164	102	120	136	144	162
	人	9	9	7	8	8	9
重度障がい者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

令和4年度は、コロナ禍で実績はやや減少したものの、令和5年度は回復傾向にあるため、利用意向も強いことから、今後は増加すると見込みます。

訪問系サービスの見込み量確保のための方策

障がい福祉サービスを行うには事業所の確保が必須であるため、事業所が継続して運営できるように人材確保のための支援を図ります。

※障がい福祉サービスや障がい児通所支援などに関する見込み量の単位は、それぞれ以下の内容を表しています。

「時間」……月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人日」……月間の利用人数

「人」……1か月においての平均的な利用実人数

日中活動系サービス

①生活介護

◆サービスの内容

常に介護を必要とする方に、障がい福祉サービス事業所などにおいて入浴や排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	2,010	2,182	2,255	2,412	2,646	2,736
	人	109	123	126	134	147	152

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

グループホームが増加していることから、今後は増加すると見込みます。

②自立訓練（機能訓練）

◆サービスの内容

障がい福祉サービス事業所などにおいて、必要なりハビリテーションや生活に関する相談、助言などの支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	11	16	15	15	16	16
	人	1	2	2	2	2	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

県内の機能訓練を実施する事業者に限りがあるため、今後も大きな増減はないと見込みます。

③自立訓練（生活訓練）

◆サービスの内容

障がい福祉サービス事業所などにおいて、自立した日常生活のために必要な訓練や生活に関する相談、助言などの支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日分	136	152	212	275	330	363
	人	8	10	18	25	30	33

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

市内や近隣市町に事業所が増えていることから、今後も増加すると見込みます。

④就労選択支援

◆サービスの内容

一般企業に雇用されている方や就労を希望する方に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	—	—	—	—	5	10

■見込み量に対する考え方

障がいのある方のニーズや就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を新たに利用する方、現に利用している方などの数を勘案して見込みました。

⑤就労移行支援

◆サービスの内容

一般企業での雇用が可能と見込まれ、一般企業への就労を希望する方に、一定期間、生産活動や職場体験、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分	374	446	441	475	494	494
	人	21	25	23	25	26	26

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

法定雇用率が引き上げられているため、障がい者雇用をめざす方が増えることから、今後も増加すると見込みます。

⑥就労継続支援（A型）

◆サービスの内容

一般企業への就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労する方に、生産活動などの機会の提供や、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日分	933	1,060	1,066	1,100	1,146	1,186
	人	47	55	53	55	57	59

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

就労が困難な方の訓練の場として利用する方が増えているため、今後も増加が見込まれます。

⑦就労継続支援（B型）

◆サービスの内容

一般企業での就労が困難な方や就労移行支援によっても一般企業での雇用に至らなかった方などに、生産活動などの機会の提供や、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日分	1,455	1,775	2,116	2,250	2,394	2,538
	人	82	106	119	125	133	141

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

就労がより困難な方の訓練の場として利用する方が増えているため、今後も増加が見込まれます。

⑧就労定着支援

◆サービスの内容

一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題の把握や企業、関係機関との連絡調整、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	14	18	19	20	22	24

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

法定雇用率が引き上げられているため、一般企業に雇用される障がいのある方も増加傾向にあることから、今後も緩やかに増加すると見込みます。

⑨療養介護

◆サービスの内容

医療と常に介護を必要とされる方に、病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	13	12	12	12	12	12

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

医療的ケアが必要な障がいのある方は増加傾向にありますが、在宅での障がい福祉サービスも充実してきていることから、今後も大きな増減はないと見込みます。

⑩短期入所（福祉型）

◆サービスの内容

自宅で介護する方が病気などの理由で介護ができないとき、障がい福祉サービス事業所などに短期間入所をさせ、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日分	115	105	106	120	132	143
	人	19	22	24	24	26	27

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

市内や近隣市町に短期入所が利用できるグループホームが創設されたことから、今後は増加すると見込みます。

日中活動系サービスの見込み量確保のための方策

<p>利用者のニーズの把握に努めるとともに、障がい福祉サービス事業者と連携しながら、必要な障がい福祉サービスの確保を図ります。</p>

居住系サービス

①自立生活援助

◆サービスの内容

障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する障がいのある方に対して、居宅への定期的な訪問や随時の対応により、安定した地域生活を送るための支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	—	4	2	2	3	4

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

グループホームなどの施設で安定した生活ができるようになることで、次のステップとして単身生活をめざす方が増えると考えことから、今後は増加すると見込みます。

②共同生活援助（グループホーム）

◆サービスの内容

共同生活を営む住居において、相談や入浴、排泄、食事の介護など、その他の日常生活上の援助を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	69	88	111	130	149	169

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

地域移行の促進や親の高齢化により、地域のグループホームへの入居を希望する方が増えることから、今後も増加すると見込みます。

③施設入所支援

◆サービスの内容

障がい者支援施設に入所している方に、入浴や排泄、食事の介護、生活などに関する相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	33	35	33	32	32	32

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

地域移行の促進により、地域のグループホームに入居を希望する方が増えることから、今後も大きな増減はないと見込みます。

④地域生活支援拠点等

◆サービスの内容

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた体制を構築し、その機能の充実に向けた検証・検討を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
コーディネーター配置人数	人	1	1	1	1	1	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

地域生活支援拠点等はすでに設置しており、居住支援のための機能や緊急時の受け入れ体制、人材確保など機能の充実に向けた検証・検討を、自立支援協議会の専門部会で引き続き行います。

居住系サービスの見込み量確保のための方策

利用者のニーズの把握に努めるとともに、障がい福祉サービス事業者と連携しながら、必要な障がい福祉サービスの確保を図ります。

相談支援

①計画相談支援

◆サービスの内容

障がい福祉サービスなどを利用する方のサービス等利用計画を作成し、支給決定や利用計画の見直し(モニタリング)を実施することで、障がい福祉サービスの利用を支援します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	358	491	507	522	537	553

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

障がい福祉サービスの新規利用者が増加していることから、今後も増加すると見込みます。

②地域移行支援

◆サービスの内容

障がい者支援施設や病院に入所・入院している方に、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	0	0	0	1	2	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

精神障がい者の地域移行を促進するため、今後は緩やかに増加すると見込みます。

③地域定着支援

◆サービスの内容

自宅において単身などで生活している方に、常に連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人	11	9	9	10	11	12

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

親亡き後、自宅で一人暮らしを希望する方が増加すると考えることから、今後は増加すると見込みます。

相談支援のサービスの見込み量確保のための方策

基幹相談支援センターと連携しながら、必要な障がい福祉サービスの確保を図るとともに、相談支援事業所の新規開設を促進します。



*いろいろな木の实～ボクの可能性～

(2) 地域生活支援事業等の必要量の見込み

必須事業

①理解促進研修・啓発事業

◆サービスの内容

障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて、障がいのある方の「社会的障壁」を除去するための働きかけを強化し、共生社会の実現をめざして「あいサポート運動」に取り組みます。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あいサポート研修実施回数	回	7	9	9	10	10	10
あいサポート研修受講者数	人	90	155	180	190	200	210

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

年間4回の定期研修をはじめ、事業者や小・中学校、自治会などに働きかけて研修を開催していくことから、今後も増加すると見込みます。

②相談支援事業

◆サービスの内容

障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用などに関し、必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談支援事業者へ指導・助言を行う専門職員を配置し、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある方が賃貸契約により一般住宅に入居するにあたり、必要な支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所数	3	3	3	4	4	5
基幹相談支援センター	—	1	1	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

障がい福祉サービスの利用者が増加しており、相談支援事業の必要性は高まっていることから、今後は障がい者相談支援事業所の開設を促進します。

③成年後見制度利用支援事業

◆サービスの内容

成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある方の権利擁護を図るため、制度の利用を支援します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

親亡き後を見据え、成年後見制度を利用する障がいのある方が増えることから、今後は増加すると見込みます。

④成年後見制度法人後見支援事業

◆サービスの内容

成年後見制度における後見などの業務を適正に行える法人を確保するための体制を整えるとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある方などの権利擁護を図ります。

◆サービス見込み量

成年後見制度における後見業務を担う人材を確保するため、長寿支援課と連携し、制度について検討します。

⑤意思疎通支援事業

◆サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、さまざまな情報コミュニケーションに対して意思疎通の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	125	93	138	140	142	145
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

企業による合理的配慮の理解やイベントなどへの参加の機会の拡大などから、今後は増加すると見込みます。

⑥日常生活用具給付等事業

◆サービスの内容

障がいのある方などに対し、次の日常生活用具を給付や貸与することにより、日常生活の自立を支援し、社会参加を促進します。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなどの身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置などの入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計などの在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭などの情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具などの排泄管理を支援する用具や衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業 (給付件数)	件	1,379	1,375	1,420	1,435	1,450	1,465

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

給付件数は増加傾向であることから、今後も増加すると見込みます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

◆サービスの内容

意思疎通に支障がある方の社会参加を支援し、日常生活や社会生活を円滑にするため、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得した手話奉仕員や手話通訳者を養成するための講習会を開催します。

サービス名	内容
入門編	手話の学習経験のない方を対象に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」に基づき、聴覚障がい者の生活についてなど、関連する福祉制度などについての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要となる基本的な手話語彙や手話表現技術を習得する。
基礎編	入門課程修了者または同等の技術を習得している方を対象に、「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」に基づき、手話の基本文法の学習を行い、手話通訳に必要な手話語彙や手話表現技術を習得する。
通訳Ⅰ・Ⅱ	基礎課程修了者または同等の技術を習得している方を対象に、「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」に基づき、身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙や手話表現技術を習得する。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門編	人	—	—	25	—	25	—
基礎編（ステップアップ）	人	12	8	—	15	—	15
上級（レベルアップ）	人	—	—	9	9	—	—
通訳Ⅰ・Ⅱ	人	—	—	—	—	9	9

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

手話通訳者養成講習会を継続して開催していくことから、今後も一定数の受講者を見込みます。

⑧移動支援事業

◆サービスの内容

移動が困難な障がいのある方について、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延べ利用時間	1,142	1,206	1,498	1,700	1,900	2,100
	実利用人数	124	138	150	170	190	210

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

コロナ禍で外出の機会が制限されたことにより利用者は大きく減少しましたが、今後はコロナ禍前の状況に回復すると見込みます。

⑨地域活動支援センター事業

◆サービスの内容

地域で生活する障がいのある方について、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流を促進する機会を提供します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	24	24	24	24	25	25

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

対象者や活動内容の自由度が高い事業として、利用者を障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業などへと移行に導きながら、今後も緩やかに増加すると見込みます。

任意事業

①生活訓練事業

◆サービスの内容

障がいのある方に創作活動や生産活動の機会を提供し、地域生活を営むための訓練を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練事業	実利用人数	2	2	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

平成20年創設の事業であり、当時と比較すると、提供できる障がい福祉サービスや事業者が増加したことから、今後は減少すると見込みます。

②訪問入浴サービス事業

◆サービスの内容

他の手段では入浴が困難な障がいのある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	16	15	15	15	16	16

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

身体の清潔の保持や家族の介護負担が軽減されることなどから、今後も緩やかに増加すると見込みます。

③日中一時支援事業

◆サービスの内容

家族の病気などにより、一時的に介護ができない場合において、障がい福祉サービス事業所などで、見守りなどを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用人数	48	53	58	63	68	73

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

共働きや家族のレスパイトなど、家庭の生活環境や時代の変化などにより、今後は増加すると見込みます。

④自動車改造費助成事業

◆サービスの内容

自動車操作装置などの改造費用の一部を助成し、障がいのある方の社会参加を促進します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	実利用人数	1	0	1	1	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

利用件数はこれまでほぼ一定であり、今後も大きな増減はないと見込みます。

⑤自動車運転免許取得費助成事業

◆サービスの内容

障がいのある方が運転免許を取得する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	実利用人数	2	2	2	2	2	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

利用件数はこれまでほぼ一定であり、今後も大きな増減はないと見込みます。

⑥就労支援事業

◆サービスの内容

障がい者就労支援センター	障がいのある方や企業からの障がい者雇用に関する相談に応じ、必要な情報の提供やハローワークなどの関係機関への同行など、就労の支援を行います。
就労促進支援金交付事業	職場実習を行う障がいのある方と企業、また、就労の初期を支援する福祉事業者に対して支援金を交付し、障がいのある方の一般就労の支援を行います。
就労応援金	実習を行う障がいのある方に対して応援金を交付します。
職場実習支援金	職場実習を受け入れる企業に対して支援金を交付します。
就労初期支援金	就労が継続するよう、雇用から6か月が経過するまで就労支援事業所が障がいのある方と企業に支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労支援センターの 就労実績	人	12	21	22	23	24	25
就労応援金・職場実習 協力金	実利用 人数	—	7	10	12	13	14
就労初期支援金	実利用 人数	—	13	5	8	9	10

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

法定雇用率の引き上げや就労希望者の増加、制度の周知などにより、今後も増加すると見込みます。

地域生活支援事業等¹の見込み量確保のための方策

利用者のニーズに対応した障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、適切な障がい福祉サービスが利用できるよう情報提供を行います。

3 障がい児福祉サービスの見込み

(1) 障がい児通所支援等の必要量の見込み

①児童発達支援

◆サービスの内容

日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	942	1,158	1,235	1,365	1,430	1,495
	人	146	185	190	210	220	230

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

早期療育を必要とする子どもが増加していることから、今後も増加すると見込みます。

②放課後等デイサービス

◆サービスの内容

学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日分	1,896	2,329	2,768	3,168	3,488	3,728
	人	240	276	346	396	436	466

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒は増加傾向であることから、今後も増加すると見込みます。

③保育所等訪問支援

◆サービスの内容

保育所などを訪問し、配慮を必要とする子どもや職員に対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日分	8	10	12	13	14	15
	人	6	8	9	10	11	12

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

利用を希望する保護者が増加していることから、今後は緩やかに増加すると見込みます。

④居宅訪問型児童発達支援

◆サービスの内容

障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	0	0	0	0	2
	人	—	0	0	0	0	1

令和5年度は実績見込み0

■見込み量に対する考え方

居宅訪問型を利用する子どもは現時点ではおりませんが、今後は緩やかに増加すると見込みます。

⑤障がい児相談支援

◆サービスの内容

子どもの心身の状況やその置かれている環境、障がい福祉サービス利用についての意向などに基づき、障がい児支援利用計画の作成と利用状況の評価と計画の見直しを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	95	100	119	129	136	143

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

障がい児福祉サービスを利用する子どもが増加していることから、今後も増加すると見込みます。

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

◆サービスの内容

医療的なケアが必要な子どもを支援するため、関係機関との連携した支援を調整するコーディネーターを配置します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	2	2	2	3	3

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

医療的ケア児に関する知識をもったコーディネーターの育成を図っていくことから、今後は増加すると見込みます。

障がい児通所支援等の見込み量確保のための方策

利用者のニーズの把握に努めるとともに、障がい児通所支援事業者と連携しながら、市内での障がい児通所支援事業所の開設などを支援します。

(2) 発達障がい者等に対する支援の必要量の見込み

①ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施

◆サービスの内容

発達に障がいのある子どもの家族を対象に、発達障がいへの理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5	5	6	6

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

支援プログラムを継続して実施していくことから、今後も一定数の受講者を見込みます。

②ペアレント・メンターの養成

◆サービスの内容

発達に障がいのある子どもの子育て経験がある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレント・メンターの養成を、県が行っています。養成研修に参加を希望する保護者には、ペアレント・メンターの目的などを理解していただいた上で、養成研修の案内をしていきます。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・メンターの人数	人	0	0	0	0	0	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

県と連携しながら、養成研修に参加できる人材の育成を図ります。

発達障がい者等に対する支援の見込み量確保のための方策

埼玉県や吉川市などで実施している研修などへの参加を促すとともに、案内などの情報提供を行います。

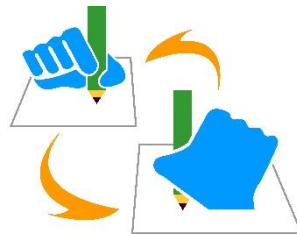
第 6 章

計画の推進



手話マーク

耳の不自由な人が手話をお願いしたいときに見せたり、手話による対応が出来ることを表すマーク



筆談マーク

会話が難しい人が筆談をお願いしたいときに見せたり、筆談で対応が出来ることを表すマーク

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、住宅、まちづくり、危機管理など、庁内での連携のもとに推進していくことが必要です。このため、関連部署や関連機関との協議・調整を行い、連携・協力していきます。

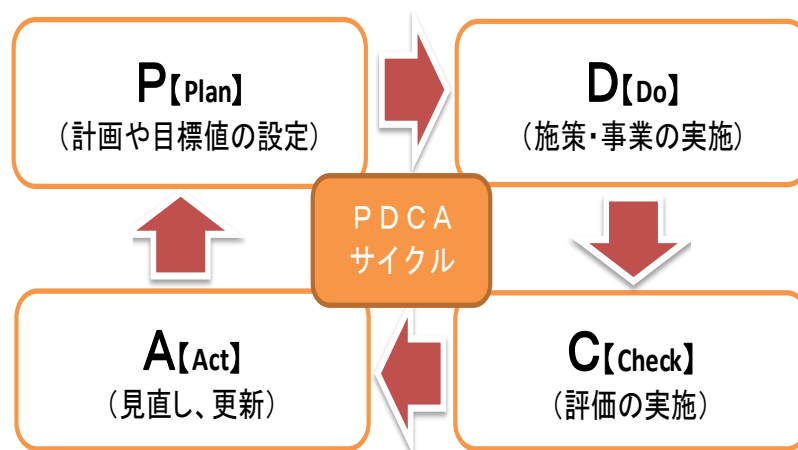
2 計画の進行管理

本計画では、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】を導入し、計画の進行管理を適切に行います。

計画策定後は、各年度において、「各施策の取り組み状況」や「サービスの見込み量などの状況」を検証した上で、関係機関や団体などで構成する「吉川市障がい者計画推進協議会」に報告し助言をいただき、課題の整理や改善に努めます。

また、本計画の最終年度には、全体の総括を行い、次期計画の策定に反映させていただきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



事業見直しなどの改善

- ・取り組み状況などの確認
- ・障がい者計画推進協議会からの提言・助言

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和5年 6月10日 ～27日	アンケート調査
令和5年 7月25日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会（第1回） （1）吉川市の障がい福祉の現状について （2）計画の概要について （3）アンケート調査結果の速報値について （4）今後のスケジュールについて
令和5年 8月22日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会作業部会（第1回） （1）吉川市の障がい福祉の現状について （2）計画の概要について （3）アンケート調査結果について （4）今後のスケジュールについて
令和5年 8月29日 ～9月30日	団体ヒアリング調査
令和5年10月10日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会（第2回） （1）アンケート調査結果報告書について （2）障がい者関係団体ヒアリングについて （3）第4次吉川市障がい者計画の取り組み評価について
令和5年11月 2日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会作業部会（第2回） （1）第4次吉川市障がい者計画の取り組み評価について （2）障がい者関係団体ヒアリングについて （3）第5次吉川市障がい者計画（素案）について
令和5年11月20日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会（第3回） （1）第5次吉川市障がい者計画（素案）について
令和5年12月19日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会作業部会（第3回） （1）第5次吉川市障がい者計画（素案）について
令和5年12月22日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会（第4回） （1）第5次吉川市障がい者計画（素案）について
令和5年12月28日 ～令和6年1月31日	パブリック・コメント
令和6年 2月13日	第5次吉川市障がい者計画策定委員会（第5回） （1）パブリック・コメントの実施報告について （2）第5次吉川市障がい者計画（案）について

2 第5次吉川市障がい者計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	委嘱区分
1	朝日 雅也	埼玉県立大学名誉教授	学識経験者
2	星座 正俊	障がい者相談支援センターすずらん	相談支援事業所の代表者
3	黒田 敏枝	埼玉県草加保健所	保健関係機関の代表者
4	互 竜輔	社会福祉法人葎の里	福祉施設の代表者
5	山崎 純子	吉川市社会福祉協議会	
6	田口 進	吉川市聴覚障害者協会	障がい者団体等の代表者
7	高田 久美子	吉川市手をつなぐ育成会 (知的障がい者家族会)	
8	金井 文子	吉川市しらこぼと会 (精神障がい者家族会)	
9	伊東 孝	吉川市民生委員・児童委員協議会	教育・行政関係機関の代表者
10	近藤 新也	埼玉県立三郷特別支援学校	
11	愛甲 悠二	埼玉県立越谷特別支援学校	
12	鈴木 喜美代	—	障害者手帳を有する者
13	杉崎 朋子	—	
14	小嶋 由起子	—	公募市民
15	西地 由美子	—	

敬称略

3 第5次吉川市障がい者計画策定委員会作業部会委員名簿

	部署名	職名	氏名
1	政策室	企画担当副主幹	相川 美佐子
2	総務部財政課	財政担当主査	川島 和也
3	こども福祉部地域福祉課	地域福祉係長	片桐 駿介
4	こども福祉部子育て支援課	子育て支援係長・子育て支援センター所長兼課長補佐	飯野 耕太郎
5	健康長寿部長寿支援課	高齢福祉係長兼課長補佐	石塚 晶則
6	健康長寿部健康増進課	健康増進係長	西野 亜希
7	市民生活部危機管理課	危機管理担当主査	九鬼 智典
8	産業振興部農政課	農政係長	城取 直樹
9	都市整備部都市計画課	都市計画担当副主幹	油川 誠
10	教育部学校教育課	学校支援担当副主幹	小川 良平
11	教育部生涯学習課	生涯学習担当主査	山崎 弘輝
12	こども福祉部障がい福祉課	こども発達センター所長	斎藤 歩美

敬称略

4 吉川市障がい者計画策定委員会設置要綱

令和5年5月25日告示第172号

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)の案(以下「計画案」という。)を策定するため、吉川市障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、市長に計画案を提出するものとする。

- (1) 本市の障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者のために必要な施策に関する計画案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業所の代表者
- (3) 保健関係機関の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 障がい者団体等の代表者
- (6) 教育・行政関係機関の代表者
- (7) 障害者手帳を有する者
- (8) 公募市民

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 計画案の作成に係る専門的事項の検討及び調査研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会員は、次に掲げる部署の所属職員のうちから市長が任命する。
 - (1) 政策室企画担当
 - (2) 総務部財政課財政担当
 - (3) こども福祉部地域福祉課地域福祉係
 - (4) こども福祉部障がい福祉課こども発達センター
 - (5) こども福祉部子育て支援課子育て支援係
 - (6) 健康長寿部長寿支援課高齢福祉係
 - (7) 健康長寿部健康増進課健康増進係
 - (8) 市民生活部危機管理課危機管理担当
 - (9) 産業振興部農政課農政係
 - (10) 都市整備部都市計画課都市計画担当
 - (11) 教育部学校教育課学校支援担当
 - (12) 教育部生涯学習課生涯学習担当
 - 3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、部会員の互選によってこれを定める。
 - 4 リーダーは、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
 - 5 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。
 - 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
 - 7 市長は、教育長の補助機関である職員を部会員に任命するときは、あらかじめ教育長と協議するものとする。

(任期)
- 第7条 委員会の委員及び作業部会の部会員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとする。
- (庶務)
- 第8条 委員会及び作業部会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。
- (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 附 則
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - 2 この告示は、委員の任期満了の日限り、その効力を失う。

5 用語解説

あ行

用語	解説
あいサポート運動	鳥取県で始まった運動で、さまざまな障がいの特性を理解し、障がいのある方に温かく接するとともに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていかうとする運動のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略称で、コンピューターやインターネットなどの情報や通信にかかる技術の総称のこと。
アクセシビリティ	施設・設備やサービス、情報、機能、制度などの利用しやすさのこと。
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約によれば、「インクルーシブ教育システム」は、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
オリオン教室	幼児健診や相談などで、ことばの遅れや友達との関わりに心配のある子どもとその保護者に、集団遊びなどを通じて発達を促すための教室のこと。

か行

用語	解説
業務継続計画	BCP(Business Continuity Plan の略称)ともいわれ、災害などでライフラインが寸断され、サービスの提供の維持が困難となった場合でも、最低限のサービス提供が維持できるよう、方針や体制、手順などを示した計画のこと。
高次脳機能障がい	脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障がいを受けた状態であり、認知症を含む器質性精神障がいでもあることから、精神障がいに含まれる。
合理的配慮	障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応する、必要かつ合理的な配慮のこと。
こども発達センター	発育や発達に心配のある 18 歳までの子どもとその保護者を支援するため、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を行う市の通所施設。

さ行

用語	解説
支援籍学習	障がいのある児童・生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校や学級以外に置く学籍のこと。例えば、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地の学校に支援籍を置くことで、同じ学校のクラスメイトとして学習活動を行うことができる。

用語	解説
社会的障壁	障がいのある方にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの。
手話通訳者	手話を用いて通訳を行う者のこと。所定の講習を受けて技術を習得した者は手話奉仕員という。
住宅入居等支援事業	アパートなどの一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な支援などを行い、障がいがある方の地域生活を支援する事業のこと。
障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金	保護者の、幼いころから慣れ親しんだ吉川市でわが子が安心して暮らしていけたらとの願いと、市障がい福祉の発展を願う思いによる寄附から誕生した基金のこと。基金は、障がい者の就労やグループホームの整備など、障がい者が愛着のある吉川市で安心して暮らしていくための事業に活用している。
障がい者虐待	障がいのある方に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為のこと。障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に定義されている虐待には、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待がある。
障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する相談や虐待発見時の通報窓口として、市町村に障がい者虐待防止センターの設置が義務付けられ、吉川市では障がい福祉課が窓口になっている。
障がい者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい当事者を含めた関係者により、その取り組みを協議する場のこと。
障がい者就労支援センター	障がいのある方の自立と社会参加を目的として、障がいのある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう地域において就労と生活の支援を総合的に行う機関。
障がい者相談支援センターすずらん	障がい者やその家族などが、障がい福祉サービスの利用や就労、病気など、日常での困りごとなどを相談できる窓口として、市内社会福祉法人に委託している。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づく協議会で、関係機関が集まり地域の課題を共有して、実情に応じた体制整備を進めていく協議の場のこと。部会として、サービス向上部会、子ども部会、就労部会、相談支援部会、グループホーム部会がある。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に掲げる身体上の障がい(視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓)がある方に対して、都道府県知事や指定都市市長、中核市市長が交付する手帳。
生活習慣病	がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患のこと。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方を対象として交付する手帳。

用語	解説
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の財産の管理や生活に関する事務について、保護や支援を行うための制度のこと。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律と第二期成年後見制度利用促進基本計画において、令和6年度末までに、権利擁護を支援するための中核機関の設置・運営と市町村基本計画の策定が求められている。このため、第5次吉川市障がい者計画の一部に成年後見制度利用促進基本計画としても位置づけるもの。なお、吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画にも、同様に位置づけしている。
総合的な学習の時間	教科の枠を超えた合科的、横断的な学習であって、児童・生徒が「福祉」や「環境」といったテーマについて、自ら課題を見つけ、学び、調べ、考えるなどして主体的な思考力や問題解決能力を培うことができる学習のこと。

た行

用語	解説
地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づき、創作活動や生産的活動の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行う機関。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域生活支援拠点	障がいのある方の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある方の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制などのこと。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うこと。

な行

用語	解説
難病	治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって、政令により338疾病(令和6年1月現在)が指定されている。
ノンステップバス	高齢者や障がいのある方に配慮し、乗降口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。

は行

用語	解説
発達障がい	発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。症状の程度や知的な遅れの有無に関わらず自閉症と同質の障がいがある場合、自閉症スペクトラムとして幅広く捉えることもある。
バリアフリー	物理的な障壁にとどまらず、今日では、制度的、心理的な社会的障がいや情報保障など、広く障がいのある方を取り巻く生活全般にわたる障壁(バリア)を取り除く(フリー)ことにも用いられる。
ピアサポート	障がいのある方が自らの体験に基づいて、同じ障がいのある方からの相談に応じて問題解決を図ること。ピアとは「仲間」という意味。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のために特に支援が必要な方のこと。
福祉的就労	一般企業などに就労することが困難な障がいのある方が、障がい者就労施設などで働くこと。
福祉避難所	災害発生時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある方や高齢者などを受け入れるため、バリアフリーや情報提供手段など特別な配慮がされた避難所のこと。

や行

用語	解説
要約筆記者	筆記を用いて話し手の内容を要約して情報伝達を行う者のこと。

ら行

用語	解説
ライフステージ	人の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。
リハビリテーション	障がいのある方の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目的とした治療や訓練のこと。
療育	「療」は医療を、「育」は養育、保育、教育を意味し、障がいのある子どもやその家族、発達に心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療や訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行なうこと。
療育手帳	児童相談所や知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して、都道府県知事や指定都市市長が交付する手帳。

第5次吉川市障がい者計画
第7期吉川市障がい福祉計画
第3期吉川市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 吉川市
編集 吉川市こども福祉部 障がい福祉課
〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
TEL 048-982-9530 (直通)
FAX 048-981-5392
ホームページ <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp>

